

# 資料編



# 1 本市の概況

## (1) 地理

### (地勢)

- 面積 726.18km<sup>2</sup>
- 広がり 東西 42.5km、南北 37.9km
- 位置 新潟県の北西部、越後平野臨海部のほぼ中央に位置しています。

### (地形・自然環境)

- 概ね平坦ですが、南東側ににいつ丘陵、南西側に角田・弥彦山地があり、日本最長の信濃川及び日本有数の水流と清流を誇る阿賀野川の2大河川を有しています。
- ラムサール条約湿地である佐潟をはじめ、鳥屋野潟、福島潟など多くの湖沼もあり、その周辺は公園として整備が進められ、市民の憩いの場となっています。
- 平野部は信濃川と阿賀野川の河口に蓄積した沖積層により、丘陵・山地部は各種火山岩類により形成されています。
- 海岸線は延長約 54kmであり、海岸線に沿って砂丘地が続いています。

## (2) 気候

### (令和3年の気候)

- 年平均気温 14.5℃
- 年間降水量 1952.0mm
- 年間日照時間 1826.8 時間

### (年平均気温・年降水量の長期変化)

- 本市（新潟地方気象台）の年平均気温は、下図のとおり 100 年あたり約 1.4℃上がっています。

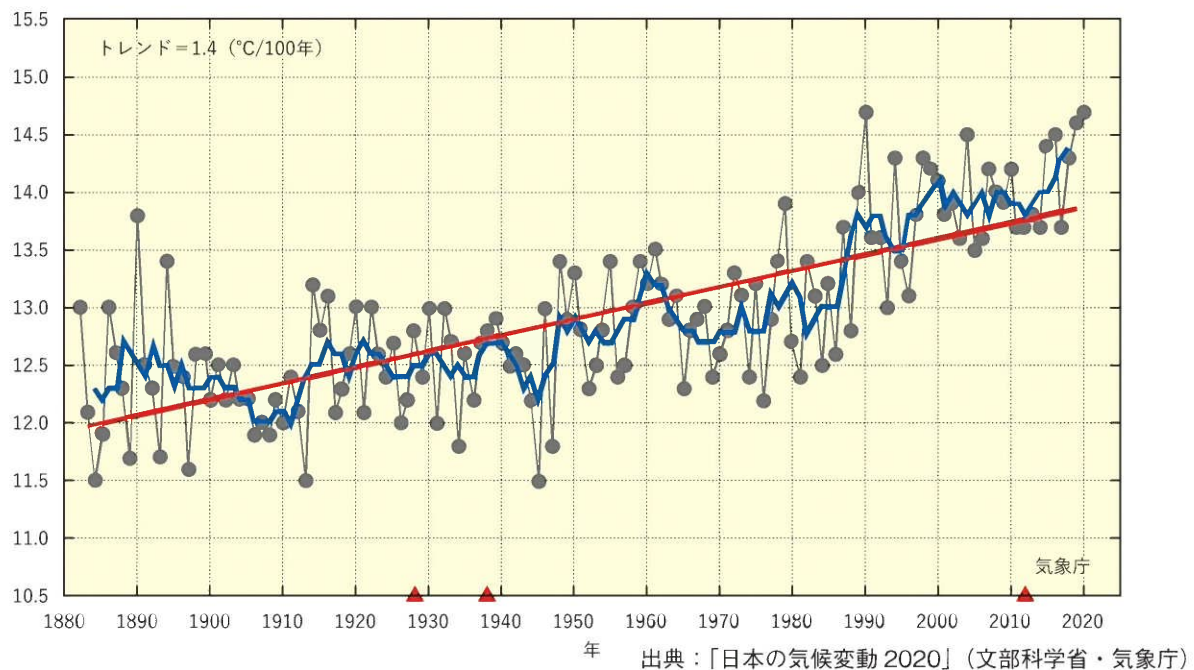
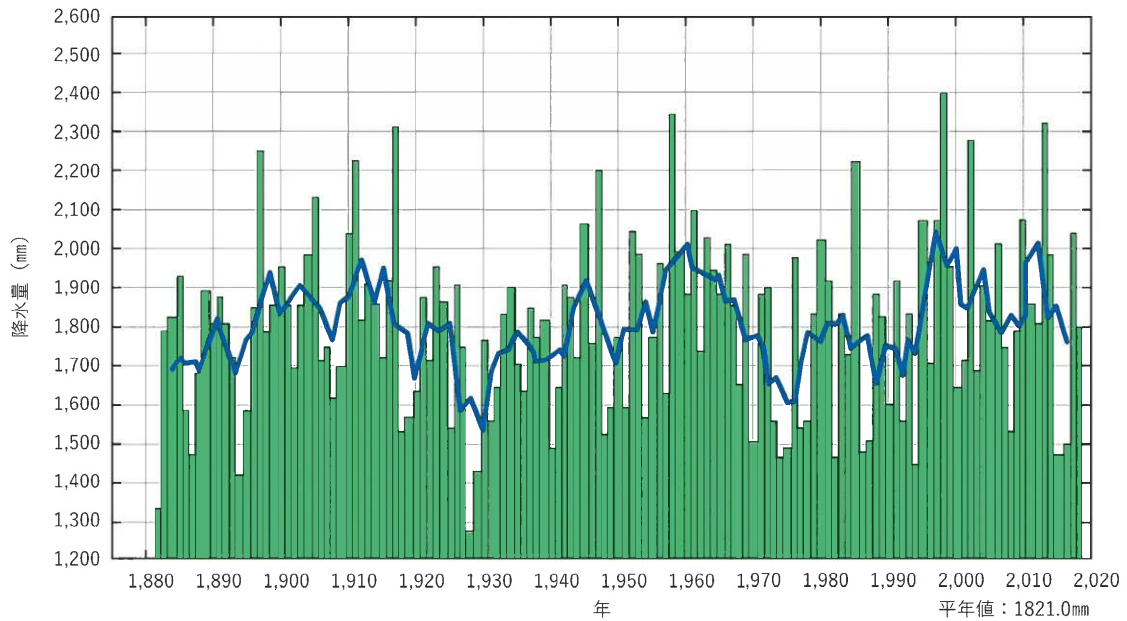


図 s-1：本市（新潟地方気象台）の気温の推移

○年間降水量については、過去 100 年で明らかな変化の傾向は確認できていません。



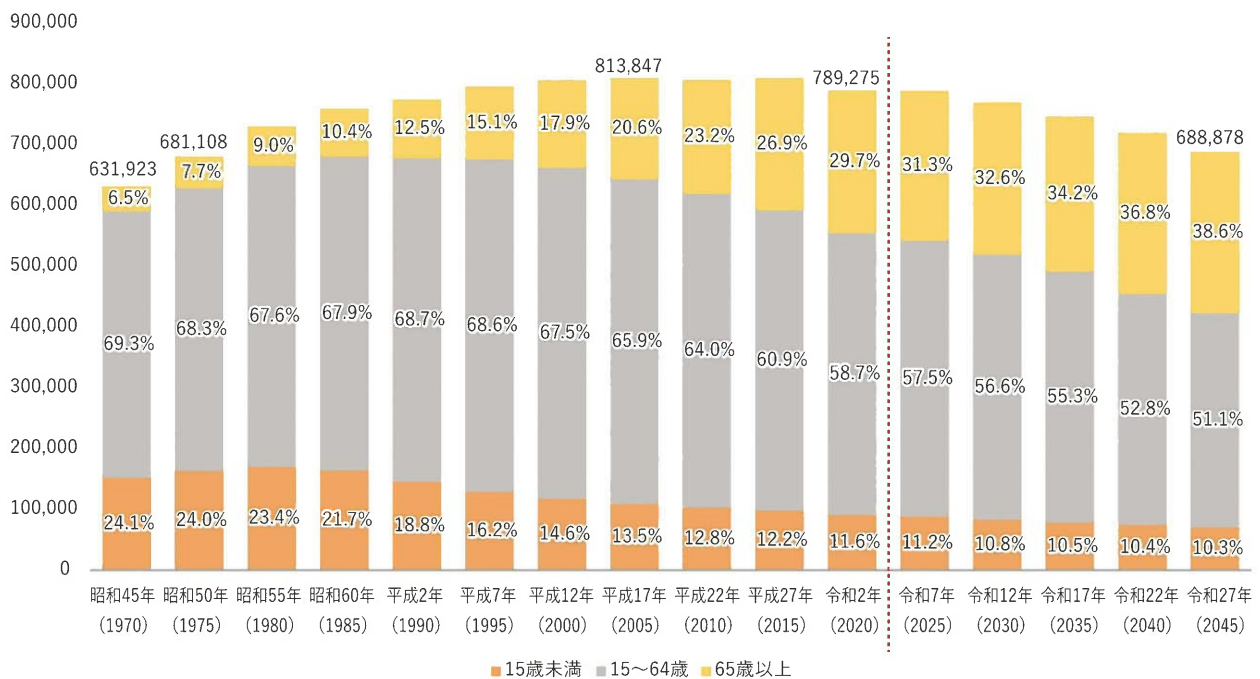
出典：「気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -」（東京管区気象台）

図 s-2：本市（新潟地方気象台）の降水量の推移

### (3) 人口

(令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在)

- 総人口 789,275 人
- 世帯数 331,272 世帯
- 人口密度 1,087 人 / km<sup>2</sup>



出典：国勢調査（総務省）、国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

図 s-3：本市総人口の推移と推計人口



図 s-4：本市の世帯数及び一世帯あたりの人員の推移

表 s-1：本市の人口密度の推移

	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
人口 (人)	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	789,275
世帯数 (世帯)	264,324	283,793	300,139	312,533	321,511	331,272
面積 (km <sup>2</sup> )	726.10	726.10	726.10	726.10	726.45	726.27
人口密度 (人 / km <sup>2</sup> )	1,097	1,114	1,121	1,118	1,115	1,087

出典：新潟市統計書

#### (4) 土地利用

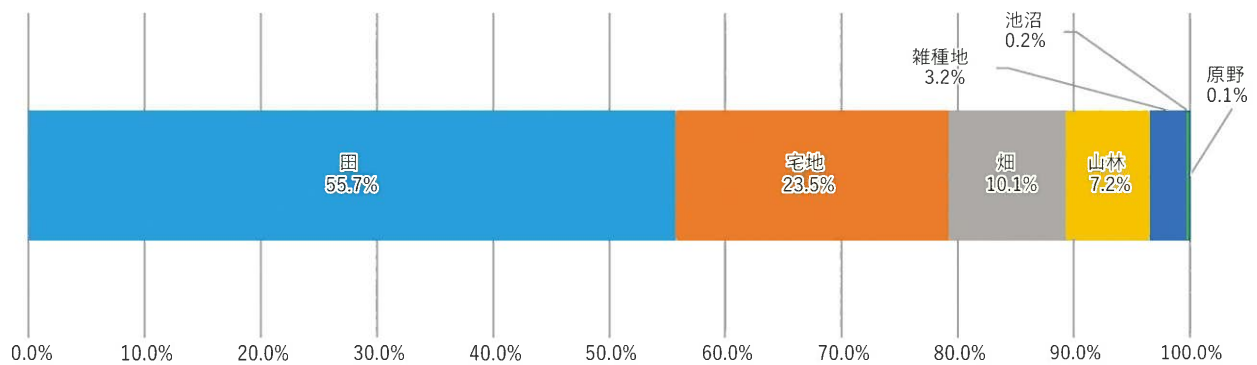
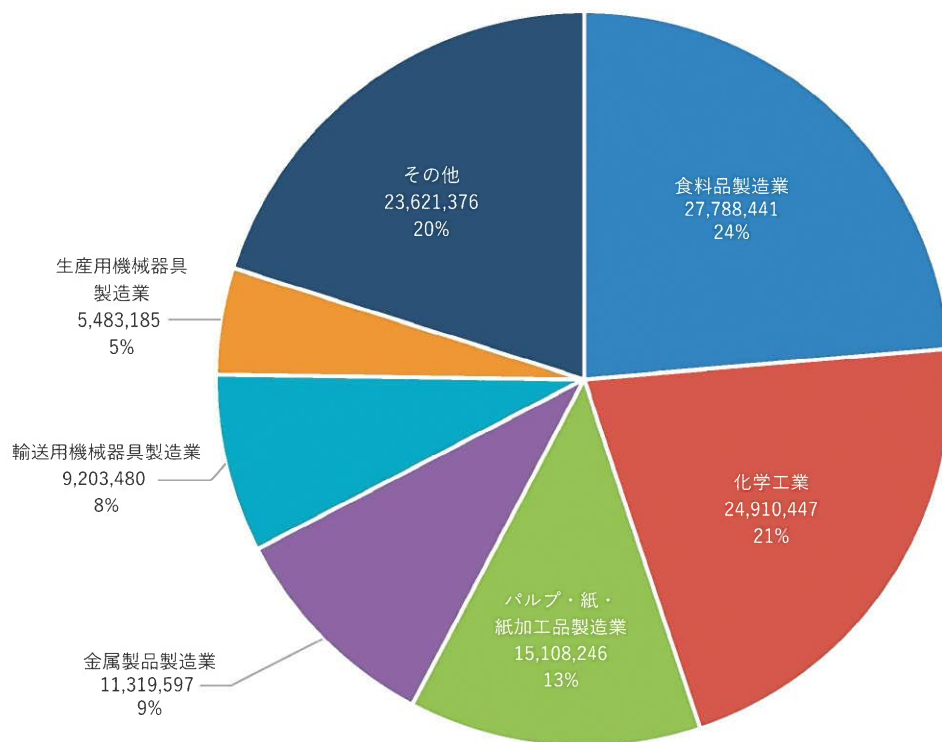


図 s-5：本市の課税面積（令和3（2021）年1月1日現在）

## (5) 産業構造



(単位：万円)

出典：新潟市統計書

図 s-6：平成 30（2018）年度製造品出荷額等の産業分類別内訳

## 2 新潟市環境基本条例

平成8年7月2日

条例第20号

### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第8条）

第2節 環境基本計画（第9条）

第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条—第20条）

第4節 環境の保全等に関する協力（第21条・第22条）

第5節 推進体制の整備（第23条）

附則

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境の保全 大気、水、土壌、生物その他の環境の自然的構成要素及び文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素並びにそれらにより構成される生態系、景観その他の相互作用に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- （2） 環境の保全上の支障 公害その他の人の健康若しくは生活環境に係る被害が生ずること、又は広く公共のために確保されることが不可欠な自然環境が適正に保全されないことをいう。
- （3） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （4） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （5） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

## (基本理念)

第3条 環境の保全是、現在及び将来の市民が良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう維持し、又は形成する責務を担っていることを共通の認識として、適切に行われなければならない。

2 環境の保全是、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画し、協力する責務を有する。

## (年次報告)

第7条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針

第8条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。

(2) 生態系の多様性の確保及び希少な野生動植物の保護並びに樹林地、農地、水辺地等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間とが共生する豊かな環境を確保すること、及び人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化



財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。

- (4) 科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防止されるよう努めること。
- (5) 廃棄物の発生抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

## 第2節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する環境配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ新潟市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第3節 環境の保全に関する基本施策

(市の施策の策定等にあたっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

(環境事前配慮の推進)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を取ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適切な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(循環を基調とした社会資本の整備等)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築するため、市が自ら実施し、又は直接かかわる都市施設及び市街地開発事業その他の公共的事業に関し、効率的な物流、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び適正な水循環等が促進されるよう総合的かつ計画的な整備に努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と健全な利用の促進)

第15条 市は、自然環境の保全を総合的に推進するため、樹林地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るとともにそれらを核とした生物生息空間等の有機的な連携の確保を旨として、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用の促進を図らなければならない。

2 市は、農地及び未利用地その他の民有地における自然環境の保全及びそれらの健全な利用を推進するため、土地所有者の環境の保全に関する自主的な取組が促進されるよう技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に資するため、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(財政措置)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4節 環境の保全等に関する協力

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(国際協力)

第22条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第5節 推進体制の整備

第23条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間団体等との協働により、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

### 3 策定の経緯、策定組織

#### (1) 策定の経緯

年 月	内 容
平成 10 (1998) 年 6 月	新潟市環境基本計画の策定
平成 19 (2007) 年 3 月	第 2 次新潟市環境基本計画の策定
平成 27 (2015) 年 4 月	第 3 次新潟市環境基本計画の策定
令和 3 (2021) 年 11 月	令和 3 年度第 1 回新潟市環境審議会を開催
令和 4 (2022) 年 3 月	令和 3 年度第 2 回新潟市環境審議会を開催 新潟市環境審議会へ第 4 次新潟市環境基本計画（素案）について諮問
7 月	令和 4 年度第 1 回新潟市環境審議会を開催
8 月	市民アンケート（無作為抽出）の実施
10 月	令和 4 年度第 2 回新潟市環境審議会を開催 市民アンケート（市民団体・学生団体）の実施
12 月	令和 4 年度第 3 回新潟市環境審議会を開催
令和 5 (2023) 年 2 月	令和 4 年度第 4 回新潟市環境審議会を開催
3 月	令和 4 年度第 5 回新潟市環境審議会を開催・ 新潟市環境審議会より第 4 次新潟市環境基本計画（素案）について答申
4 月	第 3 次新潟市環境基本計画策定

## (2) 策定組織（新潟市環境審議会）

新潟市環境審議会条例により設置された附属機関で、本市における環境の保全に関する基本事項を調査・審議するための組織です。委員は学識経験者、関係行政機関の職員、市民の計19名（令和4（2022）年7月までは20名）で構成されています。

環境基本計画の策定にあたっては、新潟市環境基本条例により、当審議会の意見を聴くことが義務付けられています。

### ① 審議経過

開催日	会議内容
令和3（2021）年 11月29日	令和3年度第1回環境審議会 ・第3次新潟市環境基本計画の評価と課題について ・新潟市環境基本計画の改定について ・新潟市環境基本計画に係る市民意見について
令和4（2022）年 3月29日	令和3年度第2回環境審議会 ・第4次新潟市環境基本計画の素案について（諮問） ・第4次新潟市環境基本計画の策定方針（案）について
7月27日	令和4年度第1回環境審議会 ・第4次新潟市環境基本計画の策定方針（修正案）について
10月27日	令和4年度第2回環境審議会 ・第4次新潟市環境基本計画（素案）について
12月27日	令和4年度第3回環境審議会 ・第4次新潟市環境基本計画（素案）について
令和5（2023）年 2月7日	令和4年度第4回環境審議会 ・第4次新潟市環境基本計画（素案）について
3月28日	令和4年度第5回環境審議会 ・第4次新潟市環境基本計画（素案）について（答申）

## ②新潟市環境審議会委員名簿

委員名	役職
五十嵐 紀子	新潟医療福祉大学リハビリテーション学部准教授
石崎 智美	新潟大学理学部助教
伊藤 興亜 ※1	公募委員
池田 稔 ※2	環境省関東地方環境事務所新潟事務所長
○上村 都	新潟大学法学部教授
梅津 了 ※2	新潟県県民生活・環境部参事・環境企画課長
大塚 裕之	新潟地区環境保全連絡協議会会長
覚張 昌一	新潟県環境局環境政策課長
小池 俊夫	環境省関東地方環境事務所新潟事務所長
佐々木 桐子	新潟国際情報大学経営情報学部准教授
志賀 隆	新潟大学教育学部准教授
菅井 清美	新潟県立大学名誉教授
田辺 顕子	新潟薬科大学薬学部教授
池主 透子	TC-wave 代表
藤堂 史明	新潟大学経済科学部准教授
◎中平 浩人	新潟青陵学園理事
中村 恵子	新潟青陵大学大学院看護学研究科教授
南波 秀憲	新潟商工会議所副会頭
波多野 千代	にいがた市民環境会議
原田 直樹	新潟大学農学部教授
細野 浩之	新潟市医師会理事
真木 英明 ※1	公募委員
山田 香代子	公募委員

- ・敬称略、五十音順
- ・表中の◎は会長、○は副会長
- ・※1の委員の任期は、令和4（2022）年7月31日まで
- ・※2の委員の任期は、令和4（2022）年3月31日まで

## 4 市民意見の聴取

環境基本計画策定の基礎資料とするため、環境に関するアンケート調査を実施しました。

### (1) 各調査の概要

#### ①新潟市民

無作為抽出した方を対象にアンケート調査を実施しました。(詳細な結果は資-14～33ページ参照)

調査実施時期	令和4年8月1日(月)～8月19日(金)
調査対象	新潟市に住む18歳以上の男女1,500人
調査方法	住民基本台帳より無作為抽出 郵送またはWEBにより回答
回答数	777名(回収率51.8%)

#### ②市民団体・事業者

環境保全活動に取り組む市民団体・事業者を対象にアンケート調査を実施し、2030年の新潟市の環境に向けて、各主体がどのようなことに取り組む必要があるか、意見を聴取しました。

調査実施時期	令和4年9月22日(木)～10月21日(金)
調査対象	にいがた市民環境会議の会員団体(26団体) ※令和4年9月1日現在
調査方法	郵送またはメール、WEBにより回答
回答数	24団体(回収率92.3%)

#### ③環境保全活動に取り組む学生団体

環境保全活動に取り組む市内の学生団体(協力団体)を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの回答をもとに、新潟環境ネットワーク Neconet(ネコネット)が主体となって、協力団体の学生たちがオンラインで意見交換を実施し、とりまとめ資料を作成しました。(詳細な結果は資-34ページ参照)

<協力団体(7団体)>(順不同)

- ・新潟環境ネットワーク Neconet(環境活動を行う学生をつなぐネットワーク団体)
- ・新潟大学 環境系サークルひまわり
- ・新潟大学 SDGs みらい研究会
- ・新潟県立大学 NicolvE
- ・新潟国際情報大学 環境研究部 NUISEco
- ・新潟国際情報大学 Rainbow World Project
- ・新潟医療福祉大学 レクア.コム部

## (2) 調査結果の詳細

### ①新潟市民

#### ◆調査概要

##### 1) 調査の目的

本市は、環境行政の総合的な計画である「新潟市環境基本計画」を平成 27 (2015) 年 4 月に策定し、環境の保全に関する施策を行ってきました。この計画期間が令和 4 (2022) 年度で終了することから、新潟市の環境に対する市民の意識等を把握し、次期計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

##### 2) 調査方法

- ア 調査地域 新潟市全域
- イ 調査対象 新潟市住民基本台帳に登録されている満 18 歳以上の男女 (個人)
- ウ 標本数 1,500 人
- エ 抽出方法 無作為抽出法
- オ 調査方法 郵送方式およびWEB方式 (はがきによる督促 1 回)
- カ 調査期間 令和 4 年 8 月 1 日 (月) ~ 8 月 19 日 (金)

##### 3) 回収結果

標 本 数	回 収 件 数	回 収 率
1500 人	777 人	51.8%

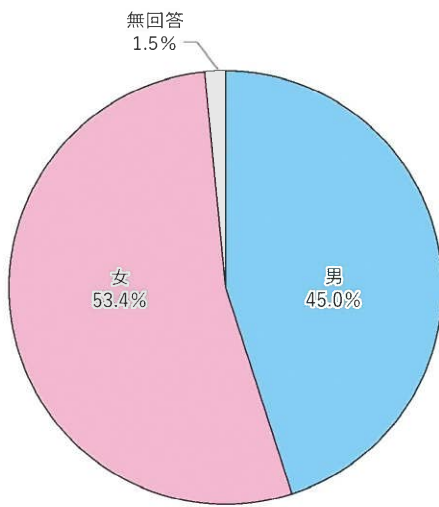
##### 4) 集計・分析にあたって

- ・ 図表中の「n」とは回答者総数 (または該当者質問での該当者数) のことで、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。
- ・ 結果は百分率 (%) で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計 100%にならないことがあります。
- ・ 複数回答形式の設問の場合、回答比率の合計は 100%を超えることとなります。
- ・ 本文及び図表中、意味をそこなわない範囲で簡略化した選択肢があります。



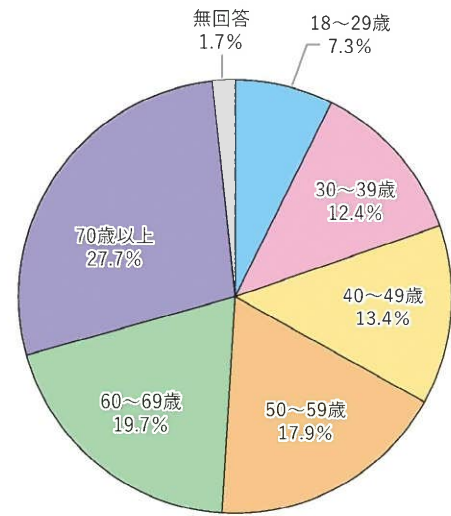
## 5) 回答者の特性

性別



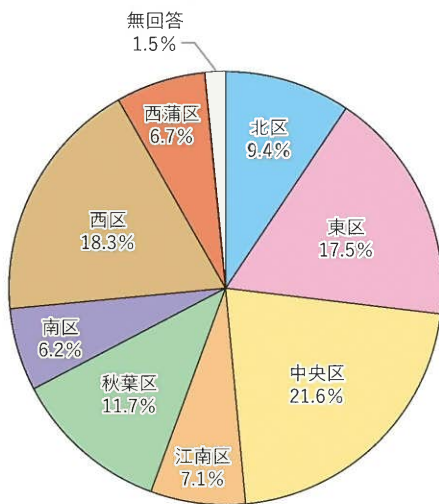
全体 (n=777)

年齢別



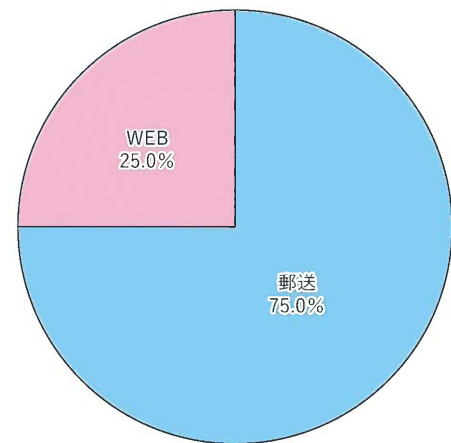
全体 (n=777)

居住区別



全体 (n=777)

回答方法別



全体 (n=777)

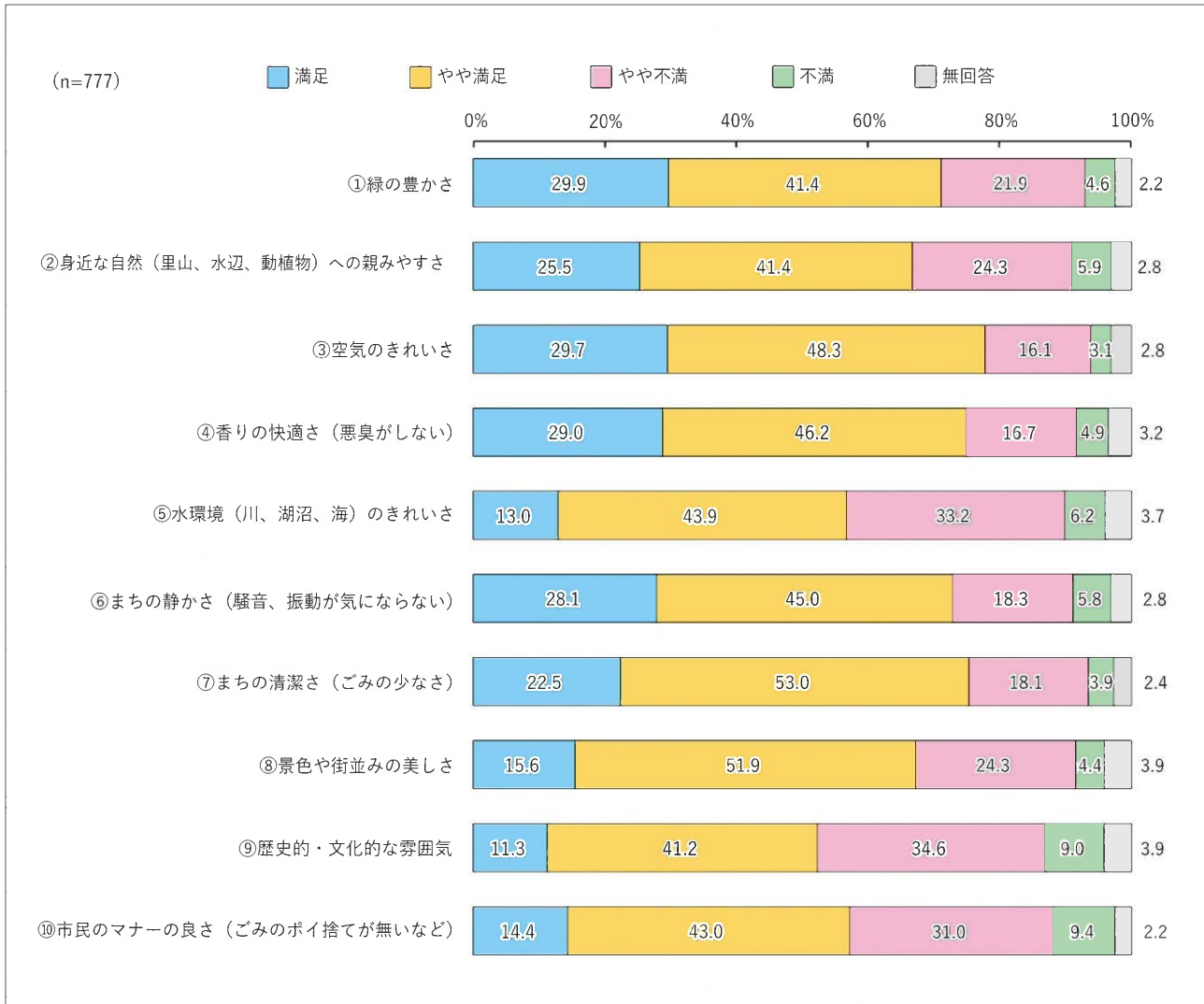
## ◆調査結果

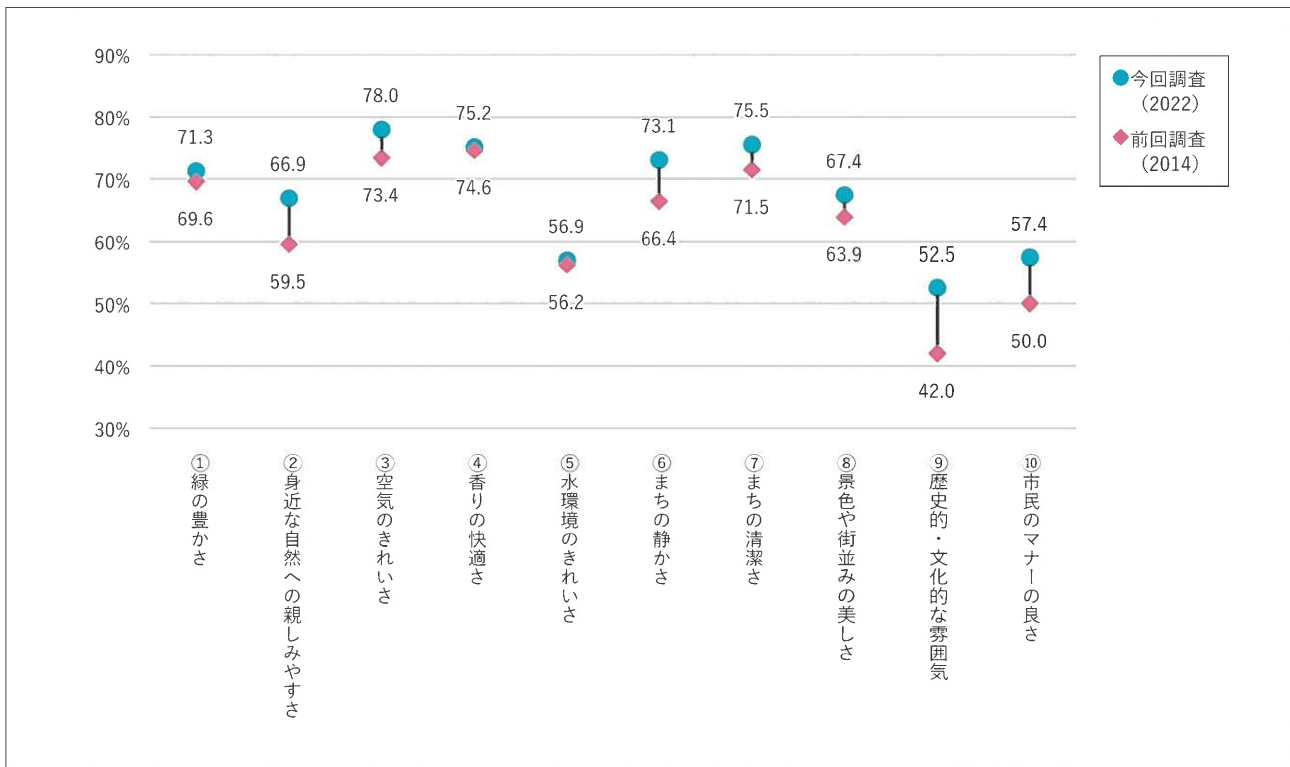
## 1. 住んでいる周りの環境について

## (1) 周辺環境への満足度

問1 あなたのお住まい周辺の環境についてお尋ねします。

次の①～⑩の項目に関する評価について、最も当てはまるものに○印をつけてください。





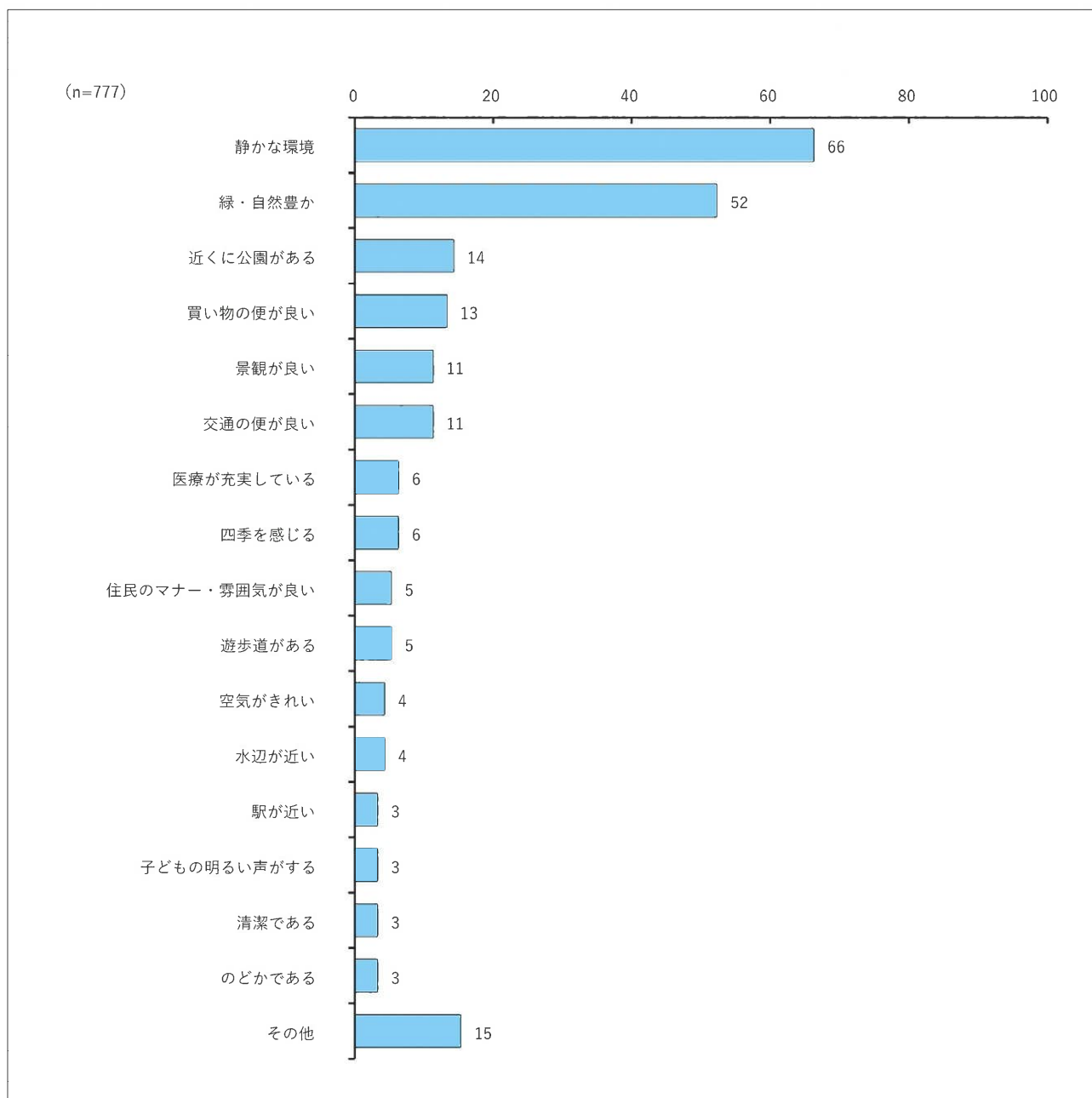
●今回【上位】			◆前回【上位】		
①	空気のきれいさ	78.0%	①	香りの快適さ	74.6%
②	まちの清潔さ	75.5%	②	空気のきれいさ	73.4%
③	香りの快適さ	75.2%	③	まちの清潔さ	71.5%
●今回【下位】			◆前回【下位】		
①	歴史的・文化的な雰囲気	52.5%	①	歴史的・文化的な雰囲気	42.0%
②	水環境のきれいさ	56.9%	②	市民のマナーの良さ	50.0%
③	市民のマナーの良さ	57.4%	③	水環境のきれいさ	56.2%

## (2) 周辺の環境の非常に良い点・悪い点

問2 問1に関して、あなたのお住まいの周辺の環境について、非常に良い点、非常に悪い点などがありましたら、具体的にご記入ください。  
(それぞれあてはまるもの1つに○)

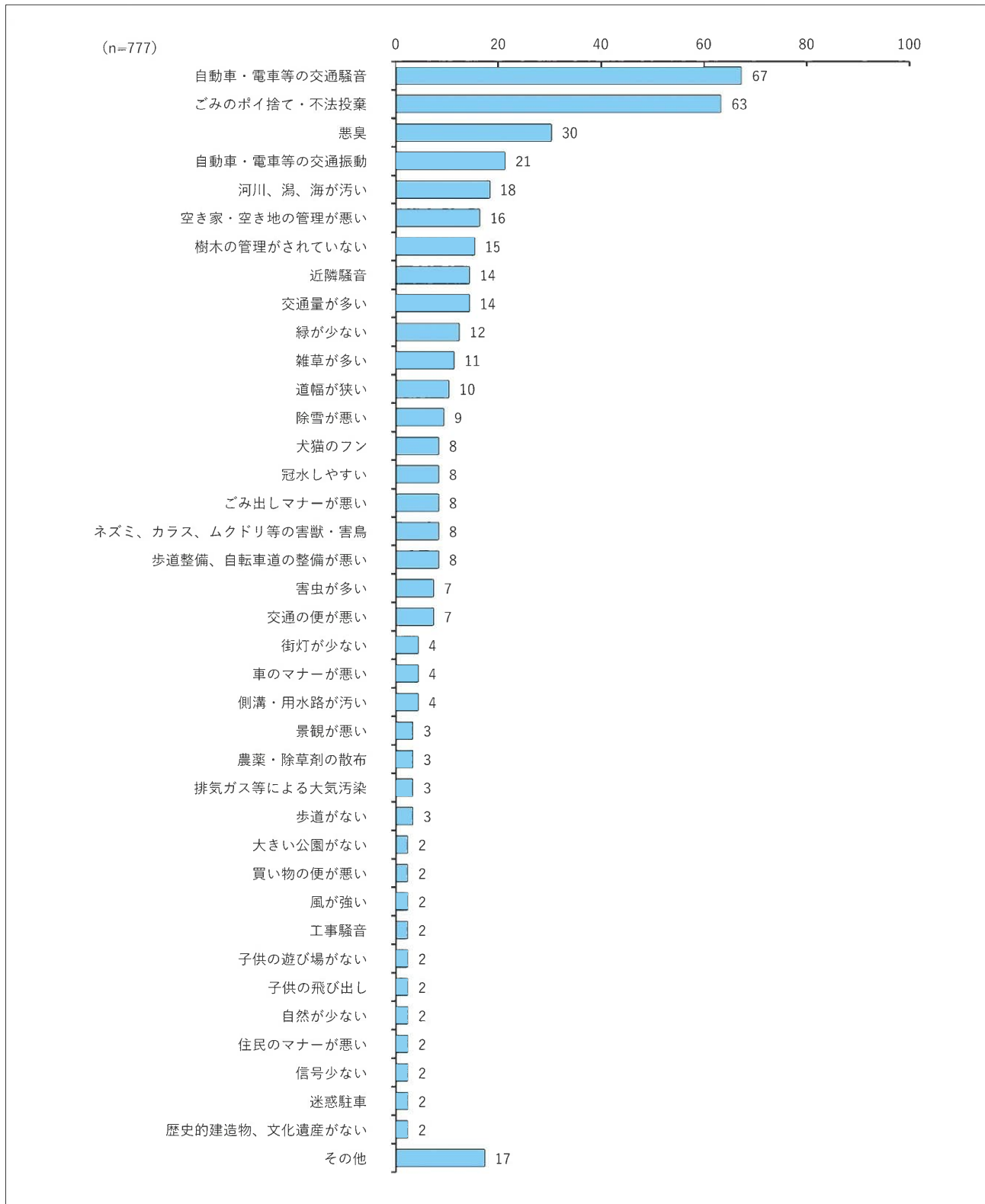
## ①住まいの周辺の環境で非常に良い点

(回答数)



## ②住まいの周辺の環境で非常に悪い点

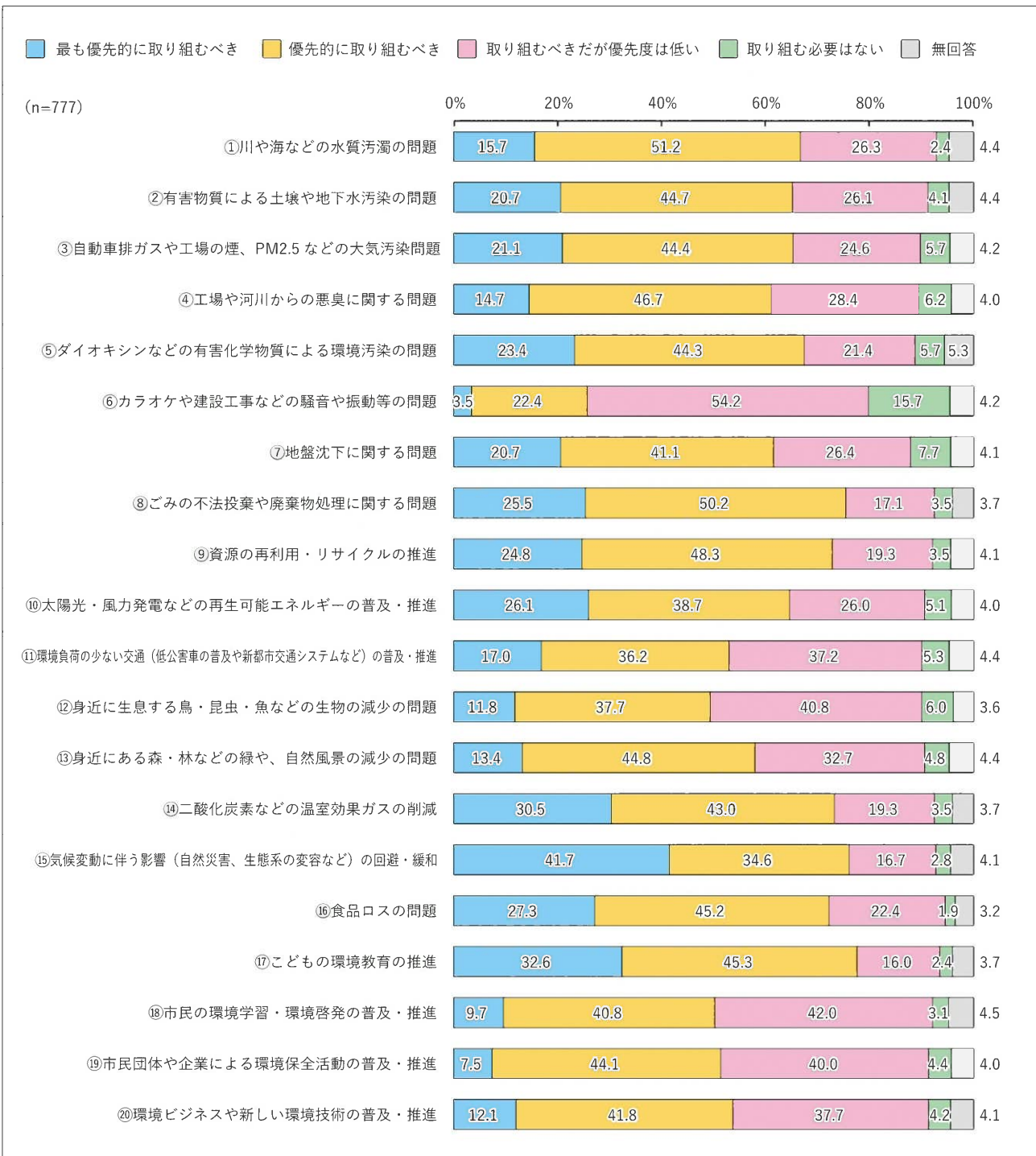
(回答数)

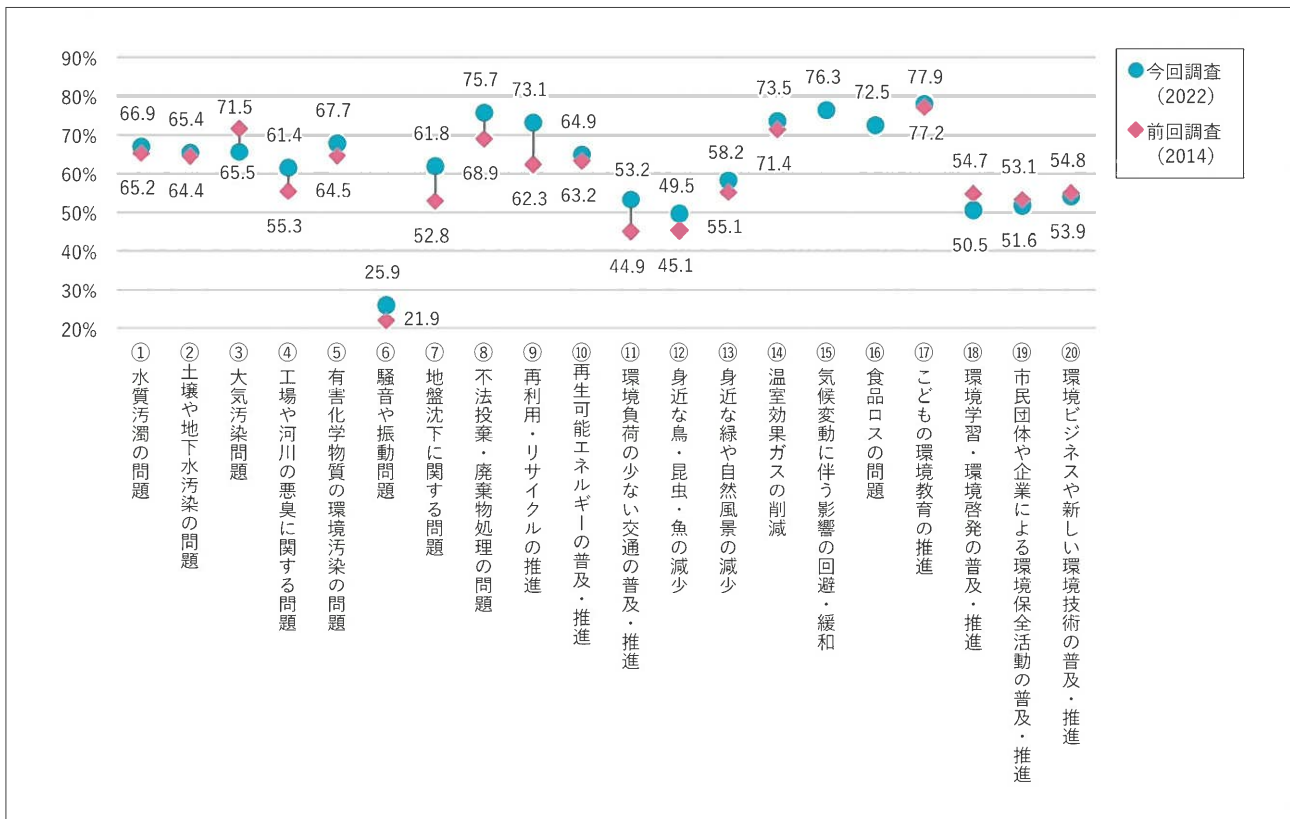


## 2. 環境課題への新潟市の取り組みについて

問3 次の①～⑳の項目について、新潟市全体（市民や企業や行政）の環境課題として、それぞれどのような優先度をもって取り組むべきとお考えですか。  
 あなたの考えに最も当てはまるもの（1、2、3、4）に○印をつけてください。  
 また、各項目に関して、平成27（2015）年度の状況と比べての改善傾向や、市の対策に対する評価について、最も当てはまるもの（A、B、C）に○印をつけてください。  
 （取組優先度、改善傾向又は対策の評価のそれぞれあてはまるもの1つに○）

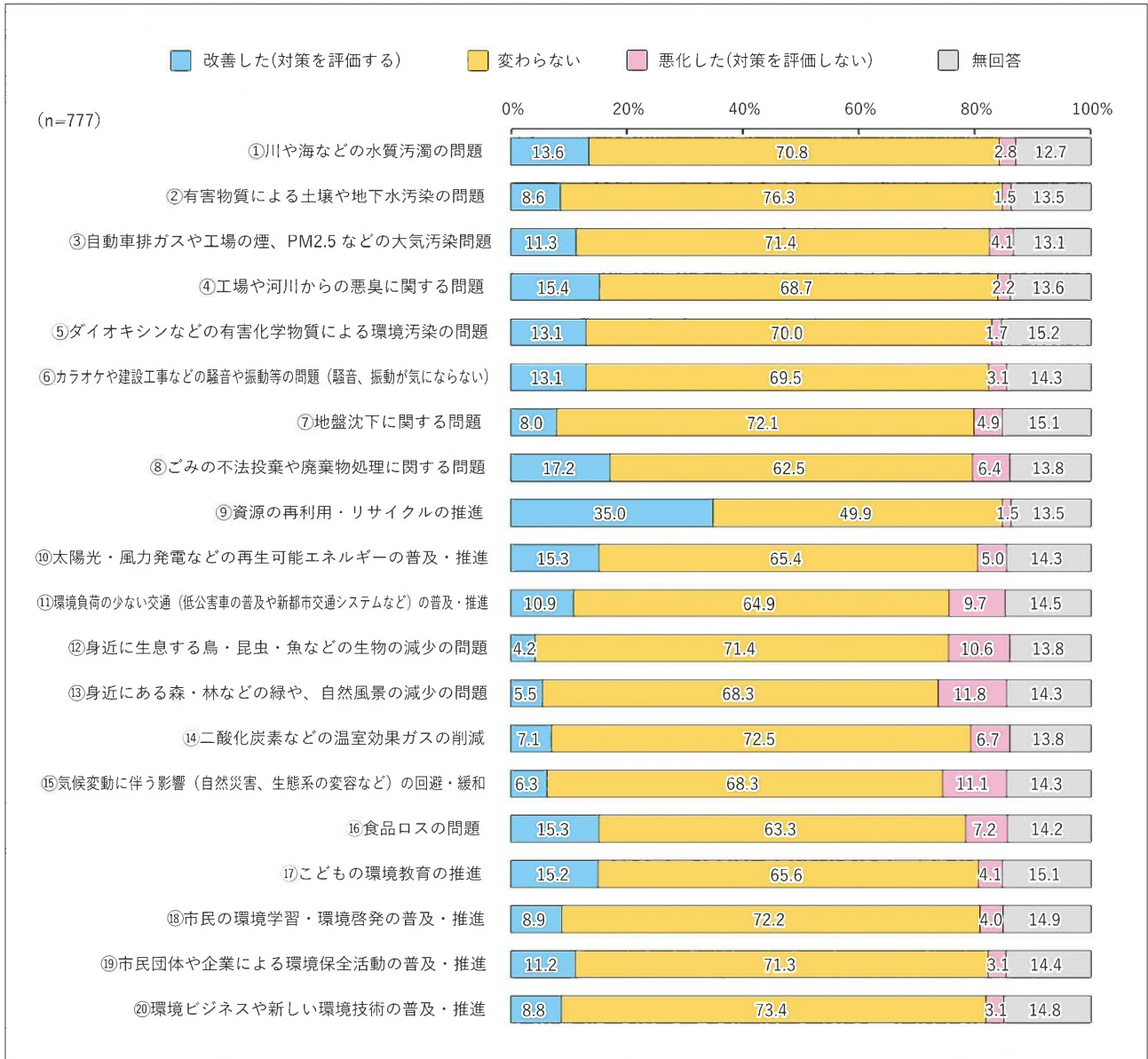
### （1）環境課題への取り組み優先度





●今回【上位】			◆前回【上位】		
①	こどもの環境教育の推進	77.9%	①	こどもの環境教育の推進	77.2%
②	気候変動に伴う影響の回避・緩和	76.3%	②	大気汚染問題	71.5%
③	不法投棄・廃棄物処理の問題	75.7%	③	地球温暖化問題(温室効果ガスの削減)	71.4%
④	温室効果ガスの削減	73.5%	④	不法投棄・廃棄物処理の問題	68.9%
⑤	再利用・リサイクルの推進	73.1%	⑤	水質汚濁の問題	65.2%
●今回【下位】			◆前回【下位】		
①	騒音・振動問題	25.9%	①	騒音・振動問題	21.9%
②	身近な鳥・昆虫・魚の減少	49.5%	②	環境負荷の少ない交通の普及・推進	44.9%
③	環境学習・環境啓発の普及・推進	50.5%	③	身近な鳥・昆虫・魚の減少	45.1%
④	市民団体や企業の環境保全活動	51.6%	④	酸性雨被害の問題	51.8%
⑤	環境負荷の少ない交通の普及・推進	53.2%	⑤	地盤沈下問題	52.8%

(2) 環境課題への改善傾向又は対策への評価



【上位】

改善した(対策を評価する)		
①	資源の再利用・リサイクルの推進	35.0%
②	ごみの不法投棄や廃棄物処理に関する問題	17.2%
③	工場や河川からの悪臭に関する問題	15.4%

変わらない		
①	有害物質による土壌や地下水汚染の問題	76.3%
②	環境ビジネスや新しい環境技術の普及・推進	73.4%
③	二酸化炭素などの温室効果ガスの削減	72.5%

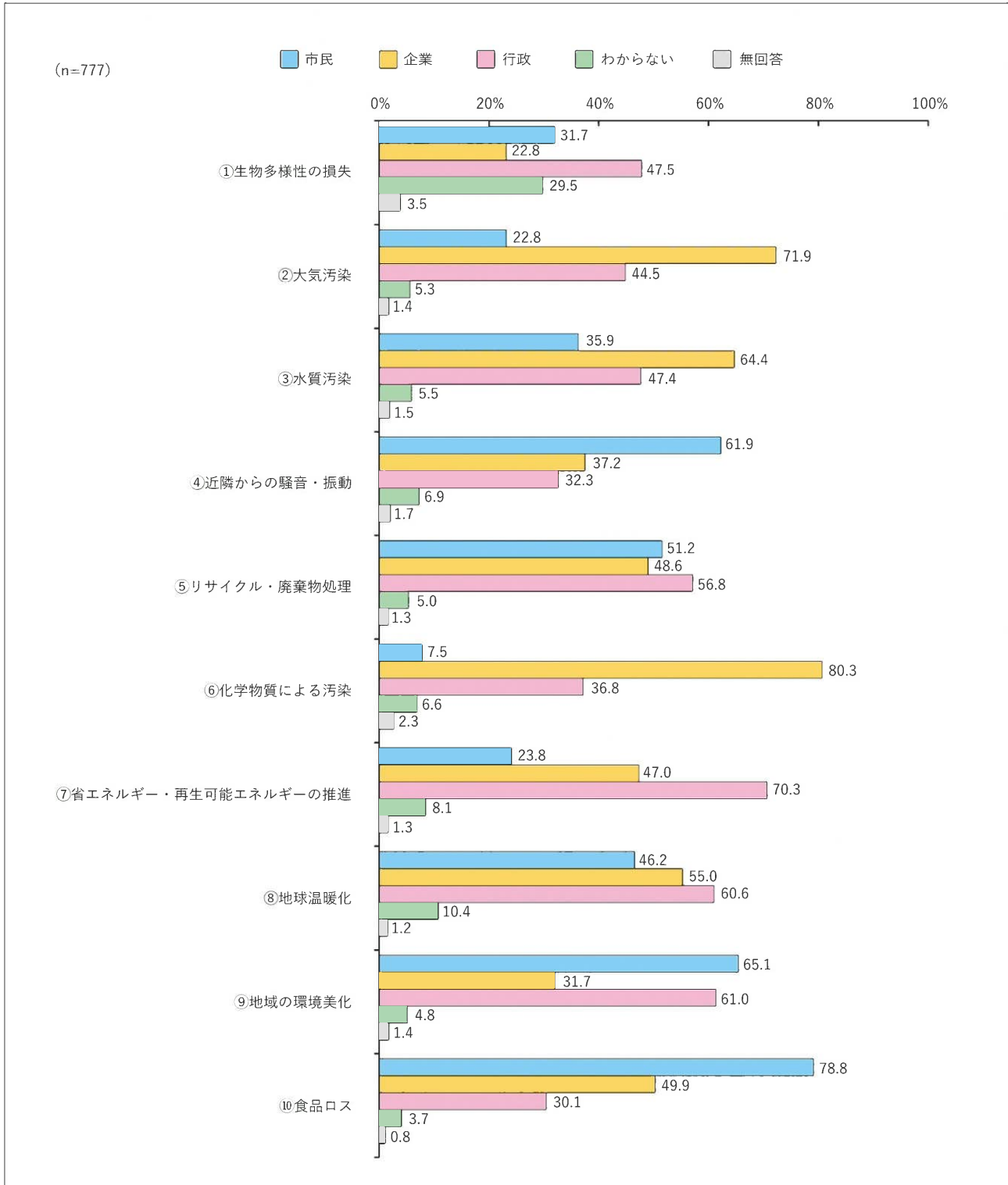
  

悪化した(対策を評価しない)		
①	身近にある森・林などの緑や、自然風景の減少の問題	11.8%
②	気候変動に伴う影響(自然災害、生態系の変容など)の回避・緩和	11.1%
③	身近に生息する鳥・昆虫・魚などの生物の減少の問題	10.6%

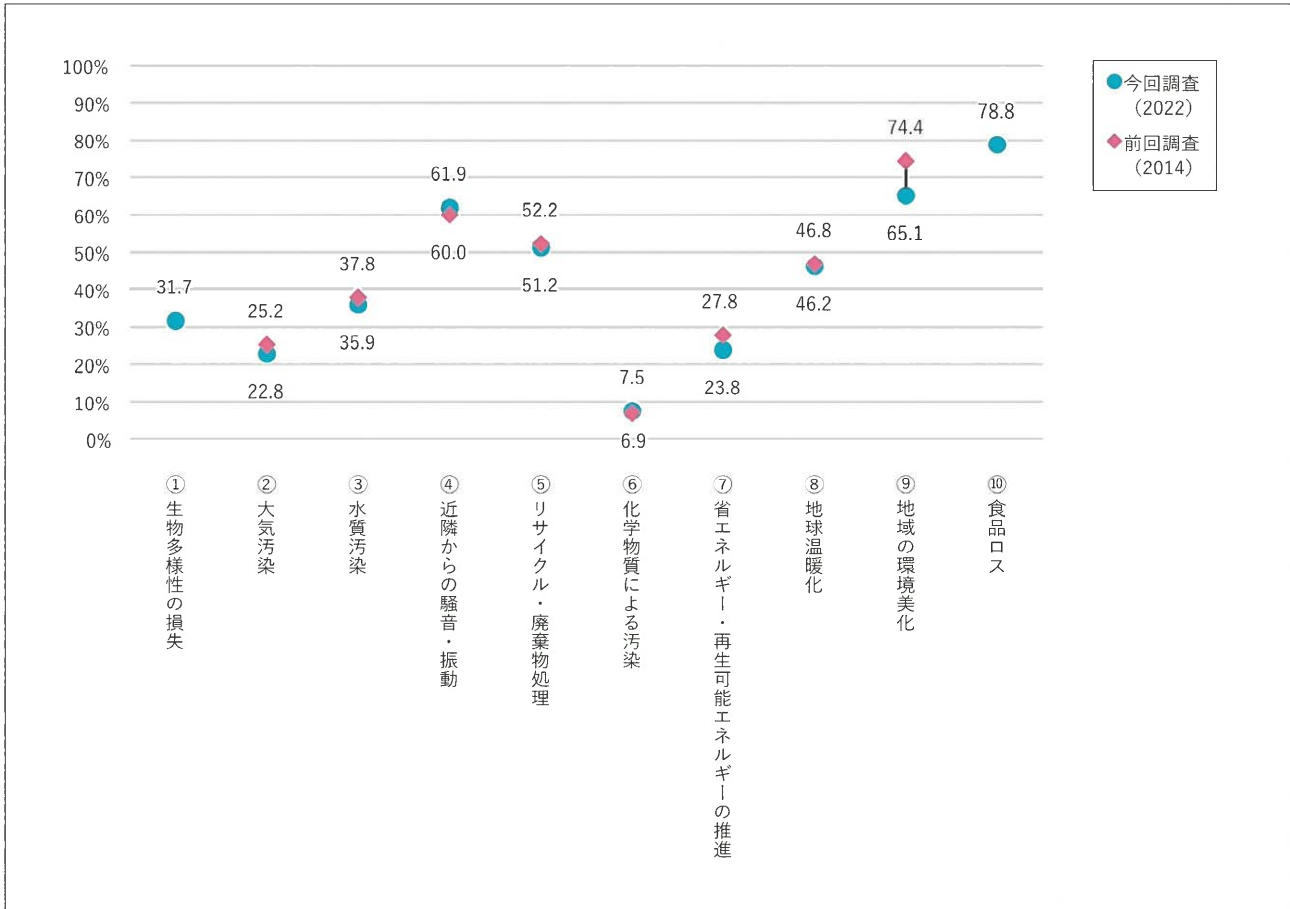


## (3) 環境に関する課題に取り組むべき主体

問4 次の①～⑩の環境に関する課題を解決するためには、誰の努力が最も必要だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えにあてはまるものを選んで番号に○印をつけてください。(あてはまるもの全てに○)

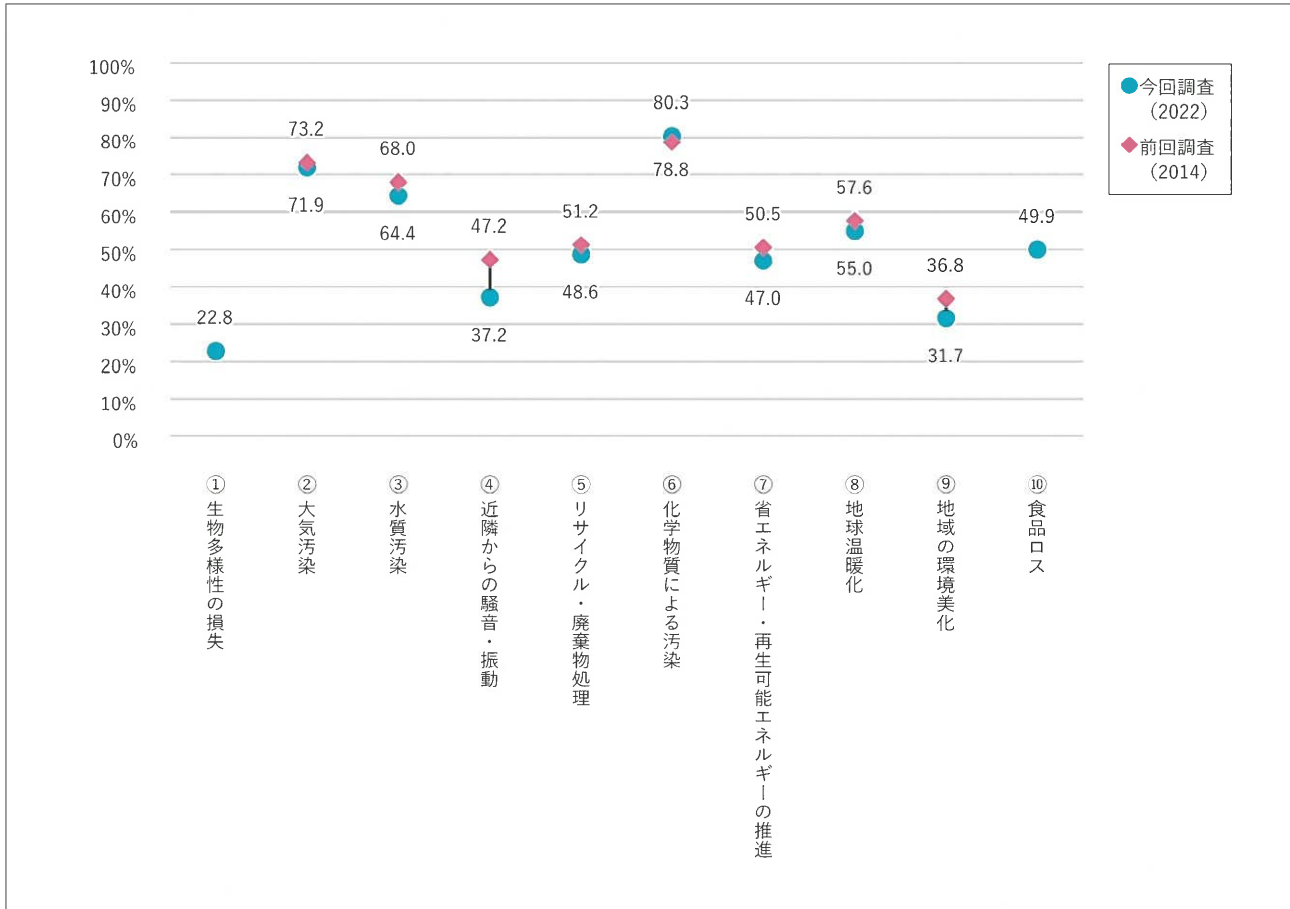


・市民



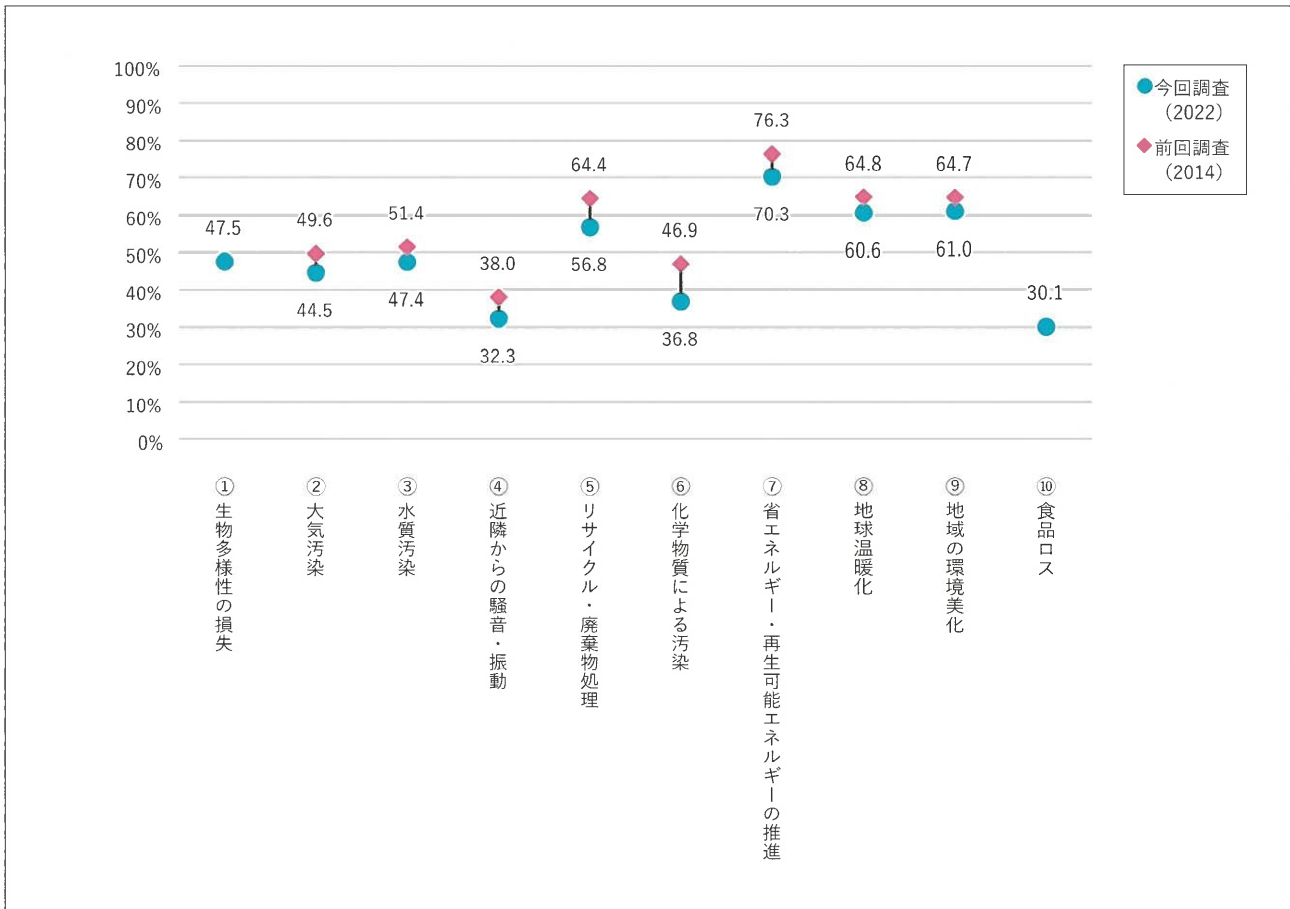
●今回【市民上位】			◆前回【市民上位】		
①	食品ロス	78.8%	①	地域の環境美化	74.4%
②	地域の環境美化	65.1%	②	近隣からの騒音・振動	60.0%
③	近隣からの騒音・振動	61.9%	③	リサイクル・廃棄物処理	52.2%
●今回【市民下位】			◆前回【市民下位】		
①	化学物質による汚染	7.5%	①	化学物質による汚染	6.9%
②	大気汚染	22.8%	②	大気汚染	25.2%
③	省エネ・再生可能エネルギーの推進	23.8%	③	省エネ・再生可能エネルギーの推進	27.8%

## ・企業



●今回【企業上位】			◆前回【企業上位】		
①	化学物質による汚染	80.3%	①	化学物質による汚染	78.8%
②	大気汚染	71.9%	②	大気汚染	73.2%
③	水質汚染	64.4%	③	水質汚染	68.0%
●今回【企業下位】			◆前回【企業下位】		
①	生物多様性の損失	22.8%	①	地域の環境美化	36.8%
②	地域の環境美化	31.7%	②	自然環境の減少・破壊の防止	46.6%
③	近隣からの騒音・振動	37.2%	③	近隣からの騒音・振動	47.2%

・行政



●今回【行政上位】			◆前回【行政上位】		
①	省エネ・再生可能エネルギーの推進	70.3%	①	省エネ・再生可能エネルギーの推進	76.3%
②	地域の環境美化	61.0%	②	自然環境の減少・破壊の防止	68.0%
③	地球温暖化	60.6%	③	地球温暖化	64.8%
●今回【行政下位】			◆前回【行政下位】		
①	食品ロス	30.1%	①	近隣からの騒音・振動	38.0%
②	近隣からの騒音・振動	32.3%	②	化学物質による汚染	46.9%
③	化学物質による汚染	36.8%	③	大気汚染	49.6%

### 3. 環境を良くする行動について

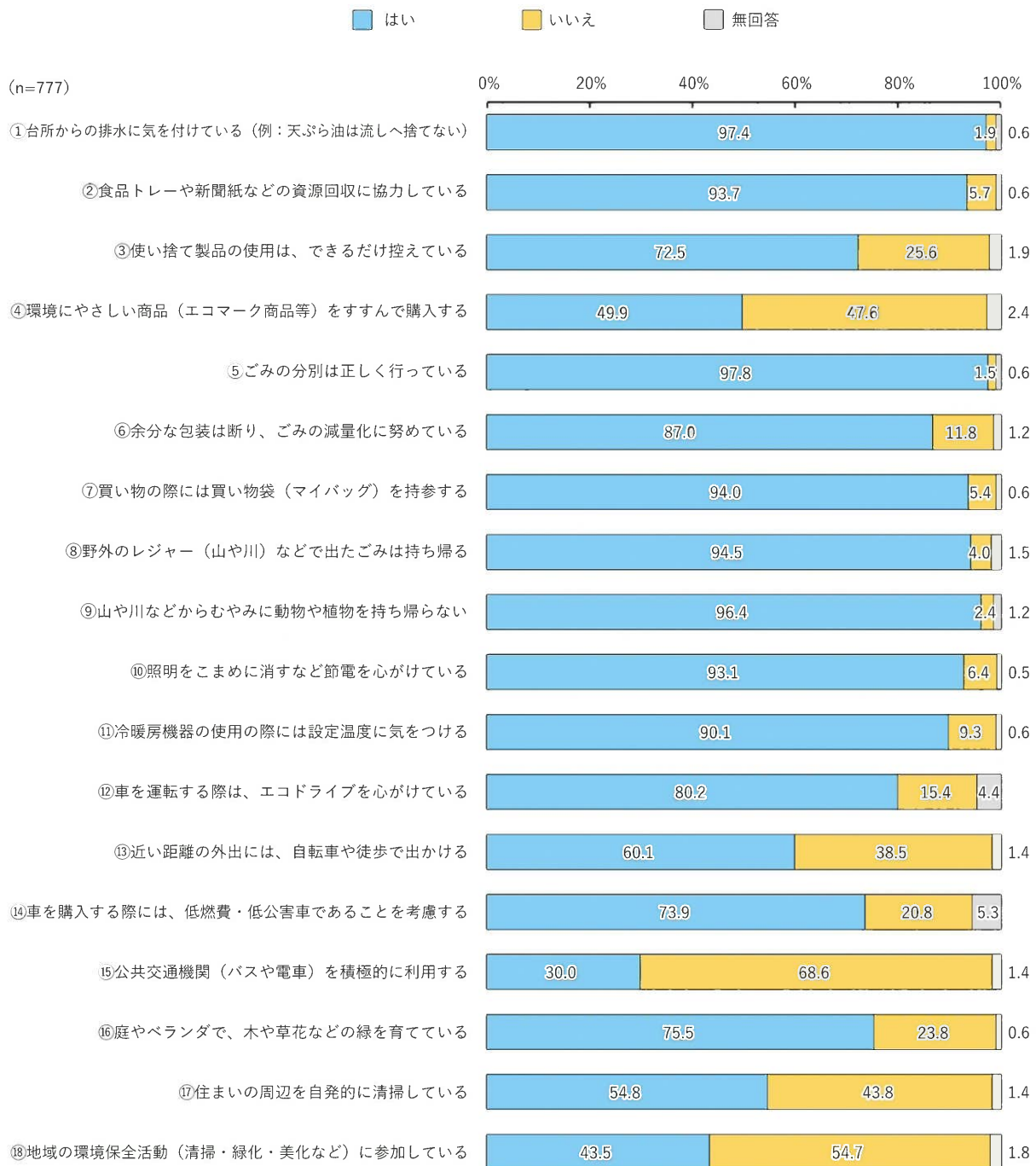
問5 次の①～⑱は環境を守るために役立つ取り組みの一例です。

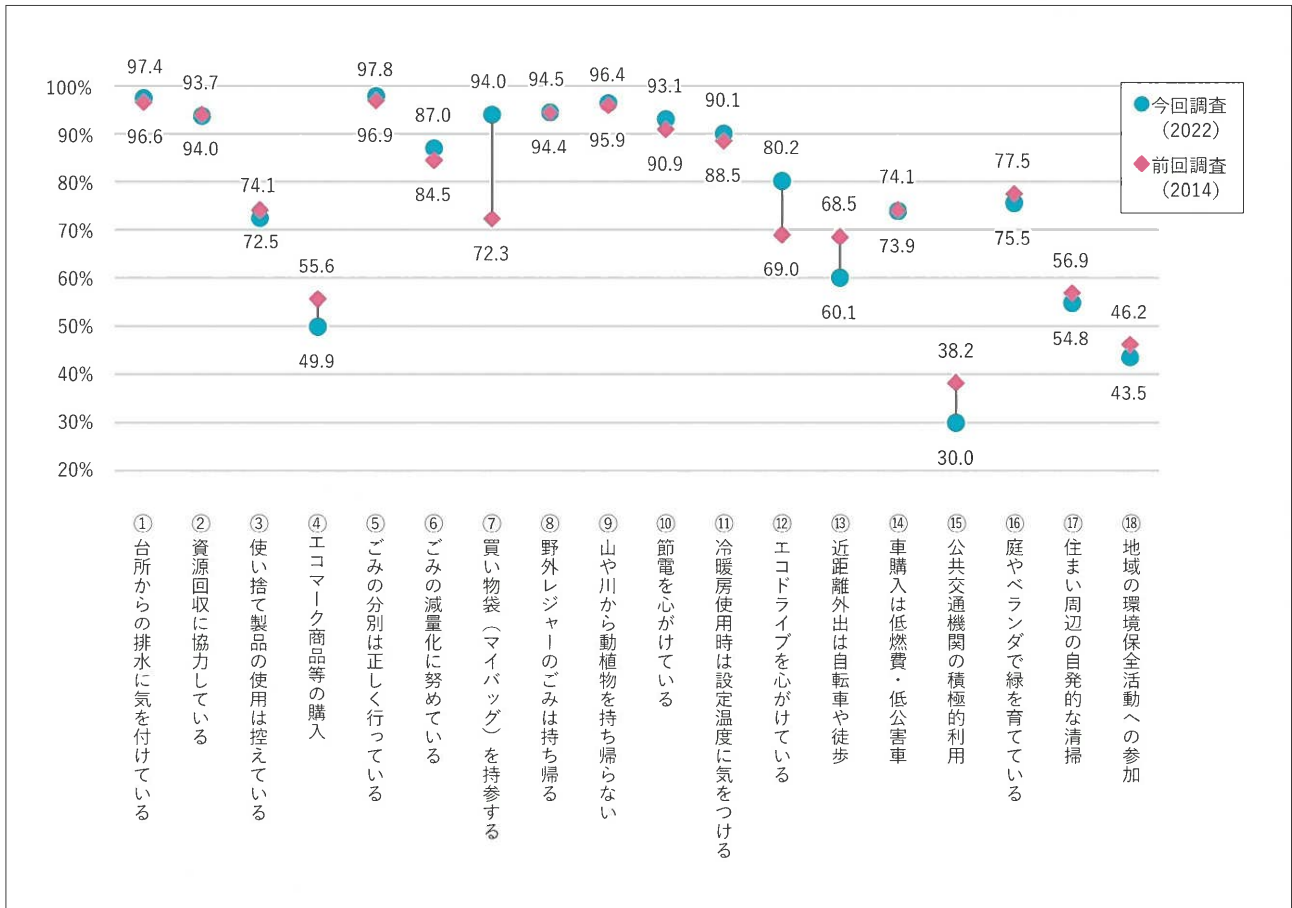
普段のあなたの生活にあてはめて、「はい」「いいえ」でお答えください。

(番号に○印を記入)

また、「いいえ」を選んだ項目について、その取り組みができない理由を下記の1～8から一つ選んで、番号を「いいえの理由」の欄に記入ください。

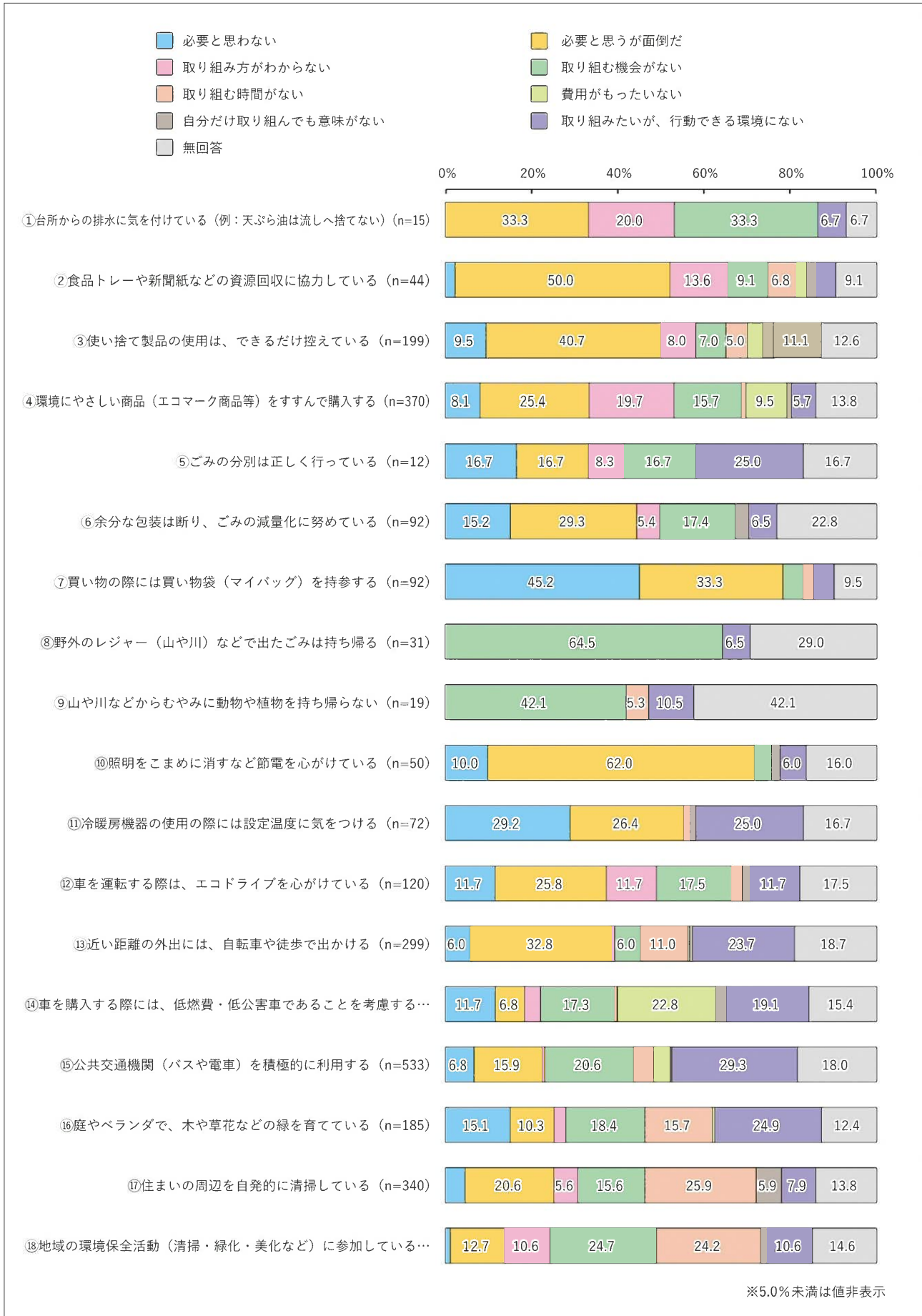
#### (1) 環境を良くする行動の取り組み状況





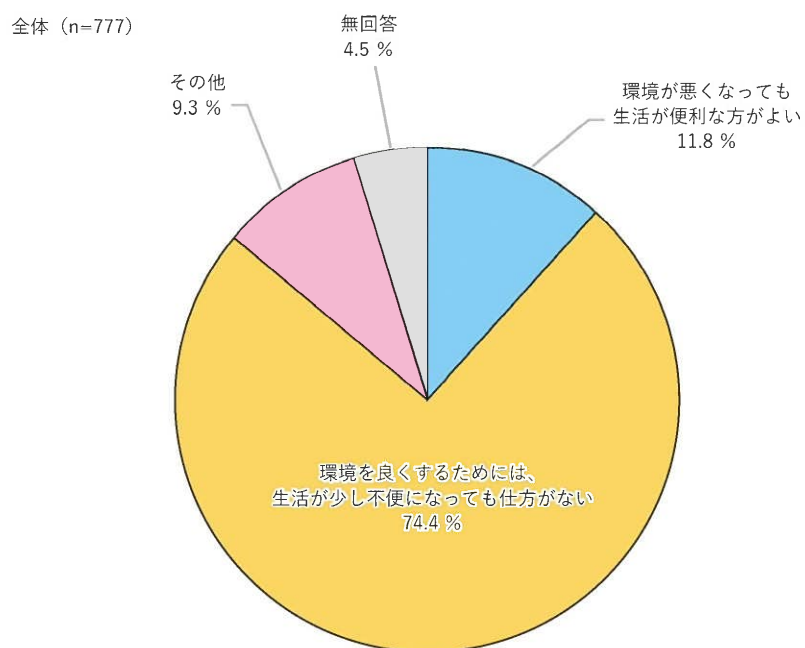
●今回【上位】			◆前回【上位】		
①	ごみの分別は正しく行っている	97.8%	①	ごみの分別は正しく行っている	96.9%
②	台所からの排水に気を付けている	97.4%	②	台所からの排水に気を付けている	96.6%
③	山や川から動植物を持ち帰らない	96.4%	③	山や川から動植物を持ち帰らない	95.9%
④	野外レジャーのごみは持ち帰る	94.5%	④	野外レジャーのごみは持ち帰る	94.4%
⑤	買い物袋（マイバッグ）を持参する	94.0%	⑤	資源回収に協力している	94.0%
●今回【下位】			◆前回【下位】		
①	公共交通機関の積極的利用	30.0%	①	公共交通機関の積極的利用	38.2%
②	地域の環境保全活動への参加	43.5%	②	地域の環境保全活動への参加	46.2%
③	エコマーク商品等の購入	49.9%	③	エコマーク商品等の購入	55.6%
④	住まい周辺の自発的な清掃	54.8%	④	住まい周辺の自発的な清掃	56.9%
⑤	近距離外出は自転車や徒歩で出かける	60.1%	⑤	近距離外出は自転車や徒歩で出かける	68.5%

## (2) 「いいえ」の（取り組んでいない）理由



## (3) 環境を良くする対策と現在の生活について

問6 環境を良くする対策を進めていくと、場合によっては現在の生活が少し不便になってしまう場面が出てくることが考えられますが、これについて、あなたの考えに最も近いもの一つを選んで、番号に○印をつけてください。(○は一つ記入)

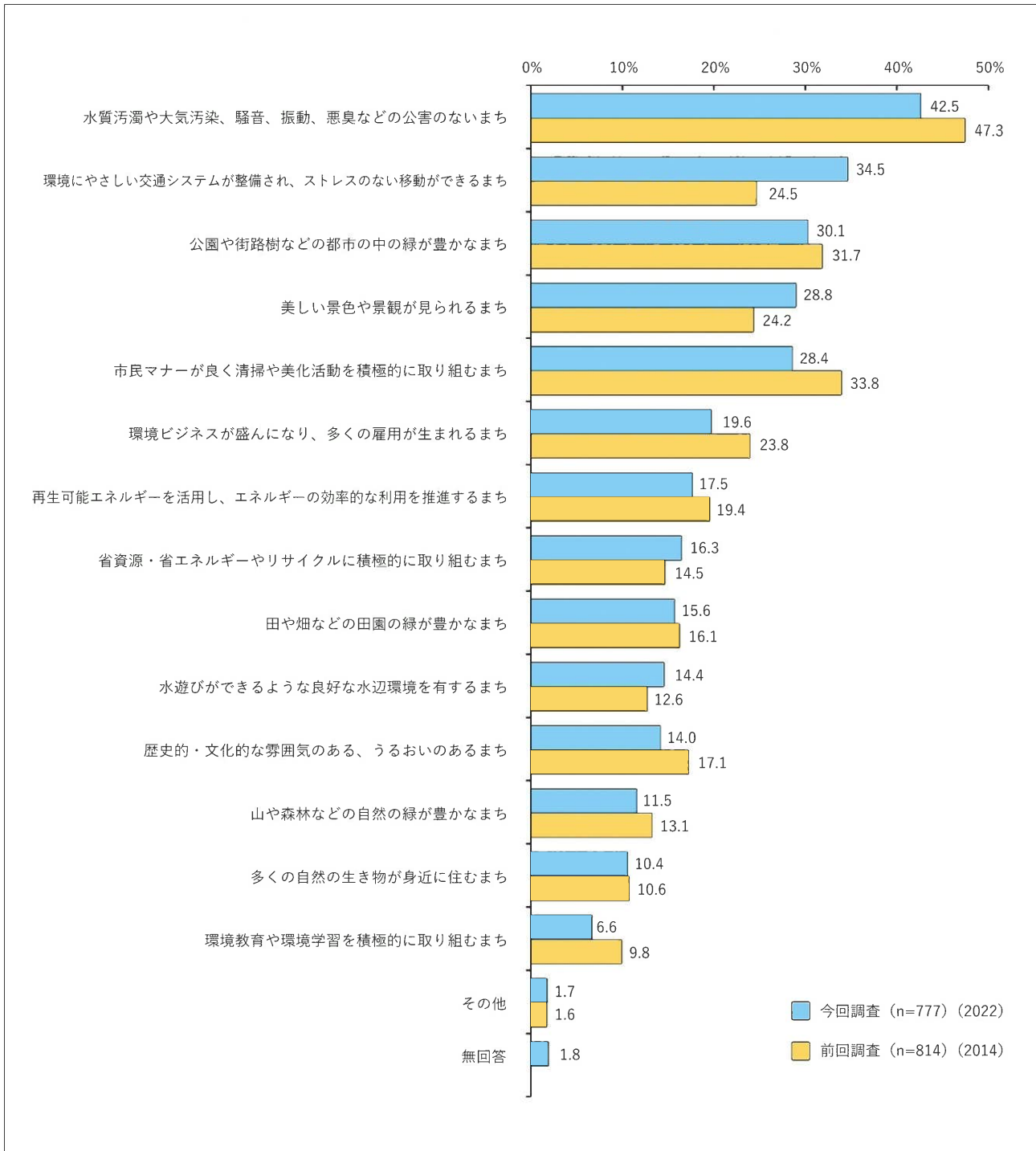




## 4. 将来の新潟市の都市像について

### (1) 将来の望ましい新潟市の都市像

問7 将来の望ましい新潟市の都市像（環境に関するもの）について、あなたが思うものを下の  
中から三つ選んで、番号に○印を付けてください。（○は三つ記入）



●今回【上位】		
①	水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち	42.5%
②	環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち	34.5%
③	公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち	30.1%
④	美しい景色や景観が見られるまち	28.8%
⑤	市民マナーが良く清掃や美化活動を積極的に取り組むまち	28.4%

◆前回【上位】		
①	水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち	47.3%
②	市民マナーが良く清掃や美化活動を積極的に取り組むまち	33.8%
③	公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち	31.7%
④	環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち	24.5%
⑤	美しい景色や景観が見られるまち	24.2%

## (1) 後世に残したい環境

問8 あなたの身近な環境で、後世に残したいと思うものをお書きください。

(例) 福島潟の自然、萬代橋～やすらぎ堤の水辺、のどかな田園風景、新津の里山、角田山の自然、海辺の松林

ワードクラウド図では、文章中で出現頻度が高い単語を複数選び出し、その頻度に応じた大きさで図示しています。回答に出現する回数が多かったワードは「自然」「田園風景」「やすらぎ堤」「水辺」「公園」「萬代橋」「鳥屋野潟」等となっています。

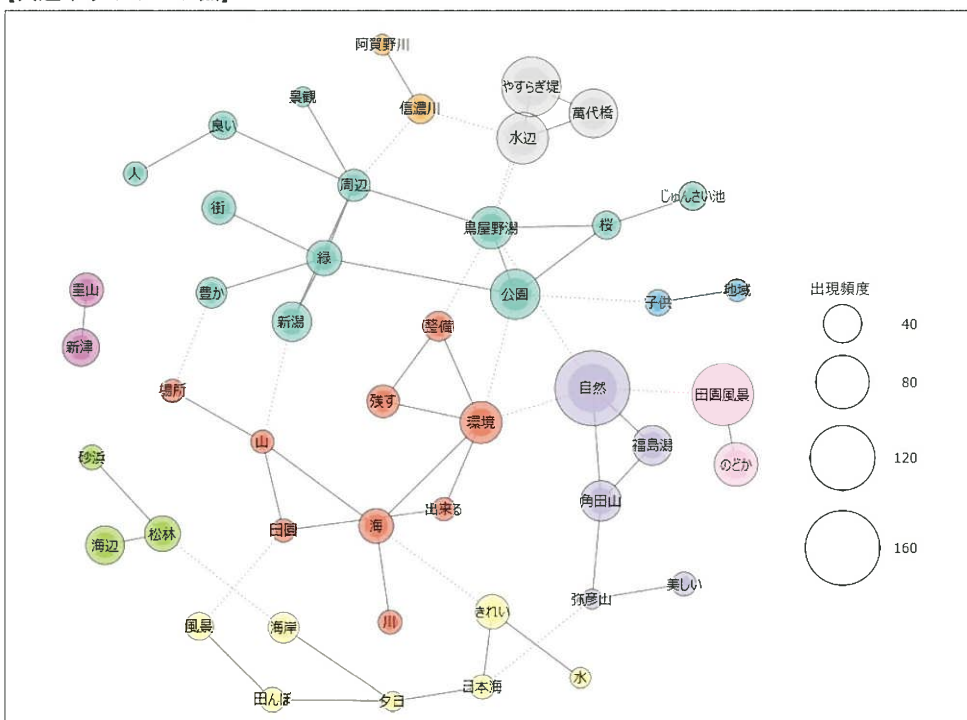
また、共起ネットワーク図では、単語が共通に出現する関係（共起関係）を円と線で表示しています。

【ワードクラウド図】



抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
自然	162	緑	34
田園風景	108	海	33
やすらぎ堤	100	きれい	32
水辺	75	街	31
公園	70	里山	31
萬代橋	66	残す	29
のどか	53	周辺	28
鳥屋野潟	50	海岸	25
環境	49	豊か	25
角田山	45	整備	24
福島潟	44	信濃川	23
新潟	43	桜	21
海辺	41	良い	21
新津	38	じゅんさい池	20
松林	35	風景	20

【共起ネットワーク図】



## ③環境保全活動に取り組む学生団体

学生たちがオンラインで意見交換を実施し、作成したとりまとめ資料

## 2030年の新潟市の環境（目指す姿）

- ・市民や企業、環境団体が公的機関と一体となって環境問題に取り組んでいる。→環境団体の活発化
- ・義務教育から環境学習に積極的に取り組んでいる。→環境に関心を持つ若い人が増えている。
- ・幅広い世代が環境問題について考える機会がある。→自発的に環境に関連した行動をとっている。
- ・潟の生物多様性が確保され、田園環境も保全されている。
- ・公共施設等を中心に再生可能エネルギーが拡大・普及している。

脱炭素社会の創造

循環型社会の推進

環境教育と協働の推進

自然の共生

良好な生活環境の確保

## 市民の取組

- ・地球温暖化について、一人ひとりが考え、行動する。（公共交通の利用、電気自動車への購入、冷暖房の温度調節など）
- ・節電・節水など、日ごろから省エネを意識した行動とる。
- ・身近な環境に興味を持ち、環境やSDGsに対する意識を高める。
- ・子どもから大人、大人から子どもへの双方向の意識改革
- ・企業や行政と連携し、大学生などの若者が環境を身近に感じられるような活動を行う。（ワークショップ開催など）

## 新潟市の取組

- ・より安価な再生可能エネルギーの供給拡大
- ・市民が参加しやすいイベントや生き物観察、防風林の植林活動など
- ・マスコミやSNSを活用した市民へのさらなる周知・呼びかけ
- ・環境を意識できるような条例の制定
- ・環境教育のさらなる推進
- ・新潟の地場産業や伝統的な文化の保全
- 過疎を防いで自然を守ったり、治安維持につながる。

## 事業者の取組

- ・事業所で実現可能な環境活動を推進（排気ガスの削減、EV・FCVの導入など）
- ・再生可能エネルギーの導入・節電意識の向上
- ・若い世代にアプローチし、協力して商品開発・企画を進める。
- 環境にやさしい商品・省エネ製品の開発や普及につなげる。
- ・事業者同士の連携・産学連携のさらなる推進
- 協力事業者を増やし、市全体の士気を高める。
- ・清掃活動などの環境活動への参加

## 5 用語解説

用語	解説	主な掲載ページ
あ		
エコドライブ	車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。	11、60、62
エシカル消費(倫理的消費)	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。	5
汚水処理施設	家庭や事業場から排出される汚水を処理する施設のこと。下水道、合併処理浄化槽などがある。	54、57
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）やメタン（CH <sub>4</sub> ）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC <sub>s</sub> ）、パーフルオロカーボン類（PFC <sub>s</sub> ）、六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）の7種類としている。	4、6、27、8、22、38、56
か		
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。	4、5
学・社・民	「学」は学校、「社」は公民館や図書館などの社会教育施設、「民」は地域住民、家庭、地域の団体や企業のこと。	18
がたっこプロジェクト	新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）の連携・協働プロジェクトのひとつ。未来を担う子ども達に脱炭素型のライフスタイルが当たり前の行動として定着し、学校から家庭、事業所、地域へ取り組みを波及させ、地域全体での脱炭素型ライフスタイルの実践を目指すもの。小中学校における環境学習に資するモデルプログラムにより、SDGsの導入授業を企画し、授業支援を実施する。	20
かたみしん 渦普請	渦の底にたまった泥をあげる作業や刈り取ったヨシを運ぶ作業などの、渦の環境保全に向けた活動。	42
学校運営協議会（コミュニティスクール）	学校運営協議会を設置した学校のこと。保護者や地域住民等が一定の責任と権限のもと学校運営に参画し、一体となってより良い教育の実現に向けて連携、協働するもの。	18
合併処理浄化槽	家庭や事業場などに個別に設置される汚水処理施設。トイレ、洗面所、台所、洗濯、風呂などから排出される全ての汚水を処理することができ、下水道と同等の処理能力がある。	51、54、57、61
環境影響評価	開発事業による重大な環境影響を防止するために、その内容を定めるに当たって、環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の人や地方公共団体などからの意見を聴き、それを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。	55

用語	解説	主な掲載ページ
環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業について、環境影響評価の手続を定め、関係機関や住民等の意見を求めつつ、環境影響評価の結果を当該事業の許認可等の意思決定に適切に反映させることを目的とする制度。	44、55、57
環境基準	環境基本法に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。	9、46、47、48、49、52、53、57
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定する法律。	1、17
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。	8、9
環境マネジメントシステム	事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）を立てて、実行（Do）し、点検・評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。	62、64、65
環境用水	水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善を図ることを目的とした用水のこと。	42、57
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	Intergovernmental Panel of Climate Change の略。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する政府間組織。	4
賢明な利用（ワイズユース）	ラムサール条約で提唱された考え方。湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用すること。	41、43
公害防止協定	地方公共団体が、公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたもの。法で定められた基準よりも厳しい自主管理基準を設定している。	52、53、57
ごみ分別促進アプリ	日常のごみ出し時に役立つ情報をスマートフォンなどの携帯端末から確認することができるアプリのこと。	19、35、56
コンポスト容器	落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、堆肥化するために使用する容器のこと。	60
さ		
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス（動植物由来の有機物）など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称のこと。枯渇しない、どこにでも存在する、CO <sub>2</sub> を排出しない（増加させない）などの特徴がある。	21、22、23、25、26、27、56、62

用語	解説	主な掲載ページ
里潟	人々の関わりによって物質循環が維持され、多様な動植物の生息・生育する豊かな環境が保たれるとともに、人々の暮らしや文化、景観と深くかかわる、自然と人が共生する潟のこと。	6、40、41、43、57
業務継続計画（BCP）	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。	62
次世代自動車	窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など）のこと。政府は運輸部門における二酸化炭素排出量削減のため、2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割にすることを目指している。	9、25、27、56、60、62
循環型社会	廃棄物等の排出抑制、資源利用、適正処分の徹底により実現される天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。	5、8
（資源）循環型農業	畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業のこと。	42、54
循環経済（サーキュラーエコノミー）	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。	4
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。	5、31、36、56
自立分散型（再生可能）エネルギー	比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模集中型エネルギーに対する相対的な概念。	9
水質汚濁防止法	水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制する制度。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。	52、57
ステークホルダー	市民や民間事業者・団体等のほか、市外の消費者、観光客、学生、U・Iターン希望者等、新潟市の施策と何らかの関係のある幅広い方々のこと。	4
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物の多様性に関する条約（1993年5月締結）では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。	4、5、8、9、41、42、43、44、57、61
ゼロカーボンシティ	脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出量を実質ゼロにすることを旨とする地方自治体のこと。	4、21、23、27

用語	解説	主な掲載ページ
た		
ダイオキシン類特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律。ダイオキシン類が、人の健康や生命に重大な影響を与えるおそれがある物質であると社会的に問題化したことを受けて制定されたもの。	52、57
大気汚染防止法	大気汚染防止を図るため、工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出や水銀等の排出を規制する制度。国民の健康を保護し生活環境を保全することを目的としている。	51、52、57
太陽光共同購入キャンペーン	新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議パートナーシップ会議に参加している太陽光発電関係の事業者が連携し、初期費用が0円で維持管理も必要ない「0円ソーラー事業」を実施。共同購入のキャンペーンを行うことで脱炭素社会推進に向けて太陽光発電の普及と地域経済の活性化に取り組む。	26
脱炭素経営	民間企業がパリ協定に整合する意欲的な目標を設定し、サプライチェーン全体で効果的に削減を進め、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に沿った気候変動のリスクとチャンスを経営に織り込むこと。	9、26
単独処理浄化槽	家庭や事業場などに個別に設置される污水处理施設。トイレから排出される污水のみを処理し、それ以外の污水は未処理のまま放出されるため、合併処理浄化槽に比べると環境への負荷が大きい。	51、61
段ボールコンポスト	段ボール箱に入れた基材と生ごみを混ぜ、基材の微生物により生ごみを堆肥化するもの。身近な段ボール箱など安価で手に入りやすい材料で始めることができ、段ボール箱を置ける場所があれば始めることができる。	35、56
地域教育コーディネーター	学校に拠点を構え、学校・PTA・地域のニーズを把握し、地域と学校が協働できることを企画、実施するつなぎ役のこと。	18
地域コミュニティ協議会	市民と市が協働して、地域のまちづくりやその他の諸課題に取り組み市民自治の推進を図るため、おおむね小学校区を基本単位として、自治会・町内会を中心に様々な団体等で構成された組織のこと。	20
地域新電力会社	地方公共団体や地域金融機関が関与し、地域内の発電電力を活用して、主に地域内に電力を供給する小売電気事業者のこと。	23、26



用語	解説	主な掲載ページ
地域脱炭素	脱炭素を成長の機会と捉える時代の地域の成長戦略であり、自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主役になって、今ある技術を適用して、再エネ等の地域資源を最大限活用することで実現でき、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域の課題をあわせて解決し、地方創生に貢献できるもの。	4
地方創生	東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした政策や取組みのこと。	4
チャットボット	「チャット（対話）」と「ボット（ロボット）」を組み合わせた言葉で、人間が入力する文字や音声に対して、自動的に回答を行うプログラムのこと。	19、35
特定外来生物	外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると懲役、または罰金が課せられる。	8、42、57、61
な		
新潟市環境影響評価条例	新潟市環境基本条例の理念に基づき、道路建設や住宅団地の造成など大規模な開発事業を行う場合、事業利益や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめ検討し、環境への影響を可能な限り回避・低減することを目的に策定された条例。	44、51、55、57
新潟市環境審議会	新潟市における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行う、市長の附属機関。	65
新潟市環境保全調整会議	市役所関係部署で構成される、本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための組織。	65
新潟市生活環境の保全等に関する条例	新潟市環境基本条例に定める基本理念に基づき、生活環境の保全等に関し、市民の健康を保護するとともに、良好な生活環境及び自然環境を保全することを目的に制定された条例。市、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、市の施策を推進し、公害の防止のための規制その他の必要な事項を定めている。	51
新潟市地球温暖化対策実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条により指定都市に策定を義務付けられている計画。市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である「市役所率先実行版」と、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めた「地域推進版」がある。	1、27、56
にいがた市民環境会議	市民・事業者・行政が緩やかに連携し、様々な環境情報の収集・発信を通じて、参加団体の自主的な環境保全活動を推進することを目的とする団体。	20、65

用語	解説	主な掲載ページ
新潟スワンエネルギー株式会社	新潟市、JFE エンジニアリング、第四北越フィナンシャルグループが連携して設立した地域新電力会社のこと。廃棄物発電の余剰電力を中心とする地域内の再生可能エネルギーを、新潟市の公共施設等へ供給。地域の脱炭素化と地域経済の活性化の好循環を生み出すことを目的に、行政・民間・金融機関が連携して事業を推進している。	23
新潟地域脱炭素社会推進パートナーシップ会議	新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）に掲げる連携・協働プロジェクトのひとつとして、地域事業者主体による再生可能エネルギーの大量導入の仕組みづくりを目指し、地域関係者間による情報共有・協議等を目的に令和2年度に設立した会議体。地元企業や団体、金融機関、行政など多様な主体が連携・協働し、脱炭素型エネルギーと脱炭素ビジネスモデルの創出により、新潟地域における地球温暖化対策と地域経済の活性化、双方の向上を図る。	20、23、26、56
新潟地区環境保全連絡協議会	地域における公害防止、環境保全等に関連する団体及び法人が参加。環境保全のための知識や情報の交換、会員相互の交流等を図り、環境に配慮した事業活動を積極的に推進し、快適な環境づくりに寄与することを目的とする会。	65
二番穂	稲刈りをした後の株に再生した稲穂。	41
<b>は</b>		
バイオマスエネルギー	動植物から生まれた再生可能な有機性資源（家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがら等）を原料として得られるエネルギー。	8
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	28、60
ヒートアイランド	都市部が郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。	62
ヒートショック	急な温度変化で血圧が大きく変動して起こる健康被害のこと。失神や心筋梗塞、脳梗塞などを引き起こし、死に至ることもある。	25
フードシェアリングサービス	食品メーカーや小売店などの食品ロスになりそうな商品と消費者をアプリやECサイトなどでマッチングするサービスのこと。	5
冬みずたんぼ (冬期湛水)	冬期間田んぼに水を張る農法。越冬する水生生物の生息・生育環境が作られることにより、鳥類や哺乳類などの生物の餌場やハクチョウなどのねぐらになる。	42、57
<b>ま</b>		
モビリティ・マネジメント	一人ひとりの移動手段の自発的な変化を促すための、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと。	25、27、56

用語	解説	主な掲載ページ
<b>ら</b>		
ラムサール条約	正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。締約国には各湿地の管理計画の作成・実施、各条約湿地のモニタリング、湿地の保全に関する自然保護区の設定、湿地の保全管理に関する普及啓発・調査などが求められる。	6、19、24、40、41、43、57
リスクコミュニケーション	化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を関係する全ての者（企業、行政、地域住民、製品の使用者等）が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。	53、57
リユース食器	使い捨て容器の代わりに、洗って何度も繰り返し使える食器のこと。	37、56
路上喫煙禁止区域 (路上喫煙制限地区)	たばこの吸い殻のほい捨てが多く行われるおそれがあり、路上喫煙により他人の身体を害するおそれがあると特に認められる区域。	61
<b>英数字</b>		
BOD	生物化学的酸素要求量。好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の一つ。	48、52、57
COD	化学的酸素要求量。水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される、水質汚濁の指標の一つ。	48
CSR活動	企業の社会的責任のことで、Corporate Social Responsibilityの略。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す。	63
ESD	Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や行動。	20
ISO 14001	ISO（国際標準化機構）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格。	64
NPO	Non Profit Organizationの略。非営利組織。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民が主体となって社会的な公益活動を行う組織・団体。	60
PRTR制度	有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に移動されたかというデータを、把握・集計・公表する仕組み。化学物質排出移動量届出制度ともいう。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、対象化学物質の排出・移動量を国に報告し、国が集計、公表する。	50、53

用語	解説	主な掲載ページ
P D C A サイクル	計画 (Plan) を基に、実施状況や結果等 (Do) を踏まえて、計画の妥当性を自ら点検・評価 (Check) を行い、計画の改善等の措置 (Action) を検討・具体化する一連の過程を指す取組み・概念のこと。	65
S N S	Social Networking Service の略。インターネットを通じて、社会的なネットワークの構築を支援するサービス。	19
S D G s	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。よりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」において 193 の加盟国の全会一致により採択された。将来世代のことを考えた持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されている。	3、13、16、36
S D G s 未来都市	S D G s の達成に向け、優れた取組みを政府に提案し、選定された自治体・都市のこと。	4
Z E H	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で、「ゼッチ」と呼ばれる。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。	25、27、56、60
Z E B	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング) の略で「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。	27、62
0円ソーラー事業	事業者が初期費用を一時負担して、太陽光発電設備を設置し、住宅所有者は電気料金又はリース料を支払うことで、初期費用 0 円で太陽光発電を設置できる。一定期間 (概ね 10 年間) は、発電された電気のうち使用した分の電気料金 (リースの場合はリース料金) の支払いを必要とするが、一定期間経過後は、設備が住宅所有者に無償譲渡される。	26
3 R	リデュース (Reduce: 発生抑制)、リユース (Reuse: 再利用)、リサイクル (Recycle: 再生利用) の 3 つ頭文字をとったもの。	4、29、32、35、38、60
30by30 (サーティーバイサーティー) 目標	2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる (ネイチャーポジティブ) というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。	5、42、57



# 第4次新潟市環境基本計画

令和5（2023）年4月策定

---

編集・発行

新潟市環境部環境政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1363 FAX 025-222-7031

E-mail [kansei@city.niigata.lg.jp](mailto:kansei@city.niigata.lg.jp)